第3章　若者に社会保障や労働施策を知ってもらうための取組状況と方向性

第１章では、社会保障や労働施策の役割について、第２章ではそれらを知ることの意義について見てきた。本章では、若者に社会保障や労働施策を知ってもらう取組みとして、これまで行ってきた社会保障教育や労働法教育に関する厚生労働省の取組み、教育の現場などにおける取組状況について紹介する。

また、今後どのように取組みを進めていくべきなのかということについても示していきたい。

第1節　社会保障教育・労働法教育に関するこれまでの検討状況

ここでは、社会保障教育や労働法教育のこれまでの検討の経緯や作成してきた教材などについて概観する。実際の教育現場などにおける具体的な社会保障教育や労働法教育の事例については、第２節で取り上げる。

1　社会保障教育のこれまでの検討状況

（1）社会保障教育のはじまり

（若者に社会保障改革について当事者意識を持ってもらうために社会保障教育の議論が始まった）

厚生労働省において、社会保障教育について大きく議論され始めたのは、2011（平成23）年のことである。その背景としては、社会保障の充実・安定化と、そのための安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す社会保障と税の一体改革が進められていたことがある。同改革は、国民の理解と協力を得ながら進めることとされており、特に次世代の主役となる若者には、社会保障について、給付と負担の構造を含め、その意義を理解してもらうこと、当事者意識を持って捉え・考えてもらうことが重要であった。

そのため、厚生労働省においては、2011年10月から2014（平成26）年６月にかけて、有識者９名からなる「社会保障の教育推進に関する検討会」を開催した。

すでに当時から、高等学校の公民科や家庭科の学習指導要領の中で社会保障関連の内容については取り扱うこととされていたが、様々な課題[*1]が見られた。例えば、教師サイドにおいては、制度の内容や課題について、詳しく知らない場合があること、生徒サイドにおいては、社会保障は、今の自分にとっては先のこと、遠いことという認識しかなく、無関心あるいは興味がない場合がほとんどであることがあげられていた。

そこで、同検討会では、①限られた授業時間の中で重点的に教えるべき項目を整理する、②生徒の当事者意識を引き出し、学習のモチベーションを高める工夫をする、③教師の指導のしやすさなどに配慮した工夫をすることを念頭に、教材や教育手法等について検討・作成[*2]し、実際に教育現場などで試行的に検証した上で、それによって得られた知見

＊１　厚生労働省が行った、教育現場において試行的に検証を行う平成24年度地域社会保障教育推進事業及び高等学校教師へのヒアリング等から把握。

＊２　同検討会では、実際に高校の授業を担当している教師を中心とした５名からなる教材検討PTを立ち上げ、教材について集中的に議論した。

を踏まえ、さらに見直しを行った。その結果、生徒が学習すべき項目とその内容の教材として、「社会保障を教える際に重点とすべき学習項目の具体的内容」（以下「平成26年テキスト」という。）を作成した。これは、検討会での議論において、制度的な点よりも社会保障制度が誕生してきた歴史的経緯、その制度が基礎に置いている「助け合い」「連帯」の精神や、制度の背景となる「思想」「哲学」など社会保障制度を支える考え方を生徒に学んでもらうことが、社会保障制度を、ひいては社会を理解できる大人になることに資するという意見が大勢であったことを踏まえて作られた。このような社会保障制度を支える考え方、すなわち「理念」を教えることによって、「なぜ社会保障制度が誕生し現在存在するのか」を理解することができる。また、社会保障制度の「内容」を学び「事実」を身につけることで、「社会保障制度がどのような役割を果たしているのか」を理解することができる。将来に向けた「課題」を考察することは多面的・多角的に社会を理解する上で重要なプロセスであるが、社会保障の場合にはそもそも社会保障についての関心・知識が乏しいか、誤解している場合も多い。そのため、「理念」や「内容」を理解した上で、「課題」にチャレンジすることが重要だと考えられ、平成26年テキストでは、社会保障を効果的・効率的に学習するために、学習項目を「理念・内容・課題」に絞り込んだ*3。なお、平成26年テキストでは、公的年金、医療保険、介護保険など、社会保険制度が中心となっているが、「社会福祉・公的扶助・公衆衛生」についても記載しており、社会保障制度全体を説明する構成となっている。

そのほか、同検討会では、映像教材の作成や副教材としてワークシートの作成も行っている。映像教材「社会保障って、なに？～身近な人から学ぶ健康保険や公的年金の話～」は、約26分間の映像の中で、高校生の視点から描かれた健康保険や公的年金の事例のドラマや解説などを盛り込んでいる*4（図3-1-1）。また、ワークシートとしては、他の国との比較などができる「社会保障の理念やあり方を考える」もの、家計簿に記入するなど「身近な社会保障を学んでいく」ものなどが作られた。

また、社会保障教育が継続的・全国的に行われるためには、教材を作成するだけではなく、現場の教師が授業で活用しやすくなるような工夫も必要である。そのため、厚生労働省においては、同検討会で議論された「理念・内容・課題」を重点的に教えるべきという方向性が、中央教育審議会において議論されるよう提言し、学習指導要領に「社会保障」に関する記載が充実*5された。また、高等学校教員向けに社会保障教育についての研修を2014（平成26）年から実施している。

＊3　当時行われた現場の高等学校教師からのヒアリングでも、生徒に重点的に教えるべきは「社会保障の理念・内容・課題」との声が多数派であった。
＊4　厚生労働省動画チャンネル（YouTube）で公開されており、誰でも見ることができる。なお、DVDの無料貸し出しも行っている。また、本映像教材は、文部科学省の「教育映像等審査制度」において、中学校生徒向き、高等学校生徒向きの「文部科学省特別選定」に評価された。
＊5　2018（平成30）年公示の学習指導要領（2022（令和4）年4月入学の高校1年生から実施）の公民科の「公共」において、「少子高齢社会における社会保障の充実・安定化（略）に関わる現実社会の事柄や課題を基に、（略）国民福祉の向上に寄与したりする役割を政府などが担っていること（略）について理解」と明記された。

図3-1-1　映像教材「社会保障って、なに？～身近な人から学ぶ健康保険や公的年金の話～」

(2) 社会保障教育の充実に向けた取組み

(1) のとおり、社会保障教育に向けた取組みが始まったが、その後も検討会などを重ね、社会保障教育の充実に向けた取組みが進められてきた。

(「公共」の導入に合わせ、モデル授業の開発が進められ、指導者用のマニュアルなどが作成された)

2022（令和4）年度から高等学校において導入される科目「公共」で、現代社会の課題について、具体的な主題を設定し、議論などを通じた授業が実施され、その一部で、少子高齢化における社会保障の充実・安定化について理解することが予定されていた。

そのため、厚生労働省において、2021（令和3）年3月から、有識者5名からなる「社会保障教育モデル授業等に関する検討会」が開催され、モデル授業の開発が進められた。まず、社会保障教育を推進するにあたり若い世代に伝えるべきポイントが整理されるとともに、公的年金保険と公的医療保険の2つが題材として設定された。その後、開発されたモデル授業案を実証校において検証し、授業を受けた生徒や授業を行った高等学校教員の意見などの検証結果を踏まえて見直しを行い、実際の教育現場でより効果的に用いられるようなものになるようにした。

同検討会の成果として、「人生100年時代の社会保障を考える『主体的・対話的で深い学び』実現のための高校生向け社会保障教育指導者用マニュアル」がまとめられ、「公的年金保険」について基礎的内容と体験型の2種類、「公的医療保険」について基礎的内容と発展的内容の2種類の計4種類について、それぞれモデル授業（50分×2コマ）とその

指導上の留意点が示された。また、生徒への配付資料として、ワークシートや副教材などがあり、考えを順に深めるための問題と、グラフやイラストを多く盛り込んだ副教材により、自分事として社会保障を学び、その課題を考察できる内容となっている[*6]。

（高等学校の教員などへの意見聴取により指導者用マニュアルなどの活用状況の把握や改善点のとりまとめが行われた）

2022（令和4）年度から高等学校において「公共」が導入されたことに加え、「家庭基礎」においても、生涯を見通し主体的に生活するため、「生涯を通して家族・家庭の生活を支える福祉や社会的支援について理解すること」「生涯を見通した生活における経済の管理や計画」等の重要性について、「社会保障制度などと関連付けて考察」すること等について、実践的・体験的な学習活動を通じた授業が実施されることとなっている。

これらの状況も踏まえ、2022年度においては、社会保障教育推進事業として、高等学校の教員などへの意見聴取により学校における社会保障教育の実施状況や指導者用マニュアルなど（ワークシートや副教材を含む）の活用状況を把握するとともに、社会保障教育の海外動向調査により好事例の把握をし、有識者からなる検討会の助言を受けつつ、指導者用マニュアルなどの課題と改善点のとりまとめを行った[*7]。

（ストーリー形式の教材を新たに作成するなど「地域共生社会の実現」という観点から内容の充実が図られた）

2023（令和5）年度においては、全世代型社会保障構築会議報告書（2022（令和4）年12月16日全世代型社会保障構築会議）において、地域共生社会の実現に向けて「社会保障教育の取組を一層推進すべき」とされたことも踏まえ、有識者8名からなる「社会保障教育の推進に関する検討会」を開催した。同検討会においては、2022年度の社会保障教育推進事業においてとりまとめた、現場の実態を踏まえた指導者用マニュアルなどの改善策の具体化や「地域共生社会の実現」という観点から内容の充実を図るための方策について検討した。その結果、社会保障に関する授業の導入として活用できるようなストーリー形式の教材や授業でそのまま流せるような映像教材を新規に作成した。

新たに作成したストーリー教材は、社会保障教育の導入として活用することができる（図3-1-2）。困難なできごとに直面した人物を描いた身近で具体的なストーリー形式の教材を読むことにより、社会保障制度の意義や役割について理解し、社会保障について、自分事としてとらえられるようになっている。また、政府のウェブサイト上で、困難なできごとに応じた国の支援制度などを調べる活動を通じて、情報を適切かつ効果的に収集し、必要な制度を活用するための知識及び技能を身につけられるようになっている。

＊6　これらのモデル授業を活用した授業の例を収録した映像資料も作成されている。厚生労働省では、高等学校等の教員に対して、本映像資料（DVD）の無料貸し出しを行っている。
＊7　報告書が厚生労働省ホームページに掲載されている。（https://www.mhlw.go.jp/content/001268250.pdf）

図3-1-2　ストーリー教材（例）

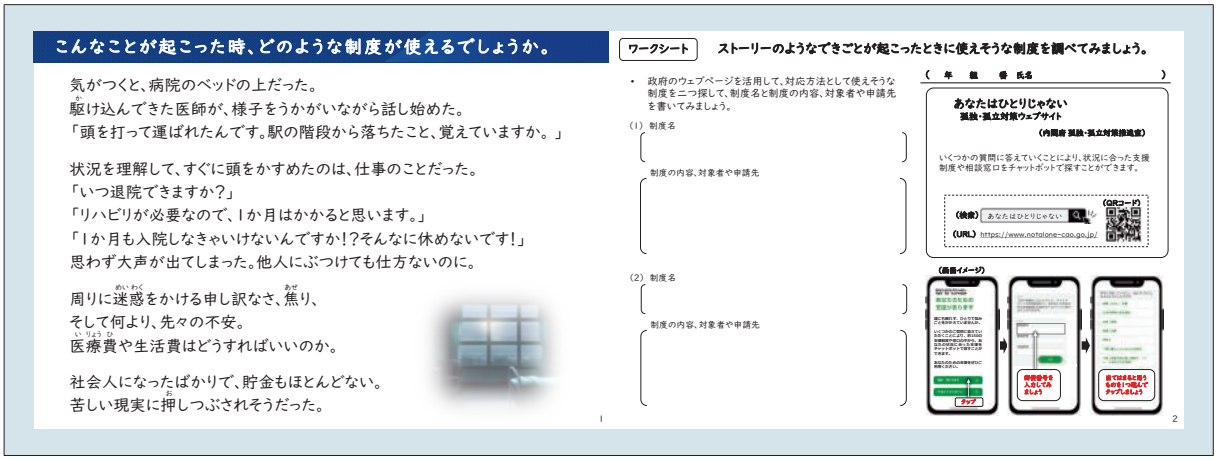

そのほか、副教材など既存の資料について、身近な具体例やリアルな数字を示した資料（給与明細など）を追加するとともに、授業における説明に役立つ統計データや制度に関する資料を充実するなどの対応を行った。さらに、教育現場で柔軟にアレンジできるよう、各教材や資料について、自由にダウンロードや編集が可能な形で厚生労働省のホームページで公表した[*8]（図3-1-3）。

これらの改善してきた教材の授業での活用状況など、具体的な取組みについては、第2節で見ていくこととする。

＊8　ストーリー教材、映像教材、指導者用マニュアル等については、厚生労働省ホームページの社会保障教育のページ内でパワーポイントなどの加工可能な形で掲載されている。各教員が自身の授業プランに応じて、改変して利用できるようになっている。
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/shakaihoshou/kyouiku/)

図3-1-3　社会保障教育の周知用リーフレット

2 労働法教育のこれまでの検討状況

(1) 労働法教育の在り方を検討

(非正規雇用労働者の増加などが進む中、労働法に関する知識が十分に行き渡っていないという問題を背景として検討が進められた)

労働法や労働施策については、従来、厚生労働省において、各都道府県労働局と連携の下、ホームページ上で労働関係法制度に関する基本的な情報や労働相談に関する情報を提供するとともに、労働法講座への講師派遣なども実施していた。しかし、非正規雇用労働者の増加や就業形態の多様化などが進む中、労働関係法制度をめぐる知識、特に労働者の権利に関する知識が、十分に行き渡っていない状況が問題として指摘されていたことを背景に、2008（平成20）年から、有識者6名からなる「今後の労働関係法制度をめぐる教育の在り方に関する研究会」が開催された。同研究会では、学生・生徒や社会人を対象として、実態調査[*9]を実施し、例えば、学生・生徒においては、「『労働者の権利・義務を学ぶプログラム』等を受講した経験が、労働関係法制度の知識の理解度を向上させること」、社会人においては、「不当な扱いを受けた際の行動としては、『何もしなかった』がもっとも多く、『転職した・辞めた』が続く。公的機関へ相談した割合はわずか。」ということを明らかにした。また、同調査や研究会におけるヒアリングでは、基礎的な知識不足から生じる問題を解決できないまま放置している例、問題が起きても何も変わらないからと諦め

＊9　労働関係法制度の知識の理解状況に関する調査（2008（平成20）年10～11月に実施）。調査会社（株式会社インテージ）が保有する全国の郵送調査協力モニターを対象。学生・生徒としては、15～24歳の男女学生・生徒（高校生、大学生等（専修学校、短期大学・高等専門学校、大学院も含まれる。））、社会人としては、20～39歳の男女労働者を対象に実施。

ている例が多数見られ、同研究会報告書[*10]では、そもそも権利を認知していなければ現在の労働条件が適切か否かの判断すらできないことから、遭遇した事態を不当であると認識し、何らかの形で解決策を見いだすためには、労働関係法制度に関する最低限の知識が必要であるとしている。さらに、労働者が、自らの権利や義務についての知識などを単に「知っている」だけでは不十分であり、問題が生じた場合の相談窓口などの幅広い知識もあわせて習得するとともに、知識などを実際に活かして適切な行動をとる能力を身につけておくことも必要不可欠であるとしている。

また、同研究会報告書では、行政機関による情報提供は、厳密性にとらわれすぎるがあまり、ともすれば分かりやすさが置き去りにされがちであり、そのため結果として活用されにくい現状もあることから、分かりやすさ、調べやすさを第一に考えるべきであること、基礎的な知識や分かりやすさを最優先にしたハンドブックなどを作成し配布するなどの取組みを強化すべきことも指摘している。厚生労働省では、これを受け、就職を控えた学生や若者向けのハンドブック「知って役立つ労働法～働くときに必要な基礎知識～」を作成しており、例年４月頃に、制度改正を踏まえて更新を行っている。

なお、日本に滞在する外国人にも労働法を普及・啓発していく必要があることから、2017（平成29）年度に英語及び中国語、2018（平成30）年度にベトナム語、2022（令和４）年度にタガログ語への翻訳を行っている。

さらに、2015（平成27）年には、アルバイトをしはじめる年代の高校生・大学生にも手に取りやすいハンドブック「これってあり？まんが知って役立つ労働法Ｑ＆Ａ」を作成している。本ハンドブックは、働く際に知っておきたい労働関係法令などに関する基本的な知識を、①働き始める前に知っておきたいこと（求人内容、労働契約、内定取消）、②働くときのルール（賃金、労働時間、休暇・休日、社会保険・労働保険、就業形態など）、③仕事を辞めさせられるとき、辞めるとき（解雇、退職）の３章に分けて、まんがを利用したＱ＆Ａ形式でまとめてあり、働く上で疑問や悩みがある場合の相談窓口も一覧になっている。働くに当たって若者に是非知っておいてもらいたい知識がコンパクトにまとまっており、スマートフォンからでも気軽に読める[*11]。現にアルバイトをしている若者だけでなく、働く前の若者にも読んでいただきたいものとなっている（図3-1-4）。

＊10　今後の労働関係法制度をめぐる教育の在り方に関する研究会報告書（平成21年２月厚生労働省政策統括官（労働担当））
＊11　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mangaroudouhou.html
全体版だけではなく、興味のある事柄だけ個別に読むこともできる。

図3-1-4 これってあり？まんが知って役立つ労働法Q＆A

(2) 労働法教育の進展

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）に基づき、2018（平成30）年に閣議決定された「労働施策基本方針」において、「多様な就業形態が増加する中で、労働関係法令や各種ルールについて知ることは、労働関係の紛争や不利益な取扱いの未然の防止に役立つとともに、働き方を選択する上で重要であるため、高校生などの若年者に対して、労働関係法令や社会保障制度に関する教育を推進する。」こととされている[*12]。

これも踏まえ、厚生労働省としては、以下のような取組みを行っている。

（ハンドブックなどの更なる周知や動画版の作成を通じ、若者への周知啓発に取り組んでいる）

（1）で紹介した「知って役立つ労働法～働くときに必要な基礎知識～」や、「これってあり？まんが知って役立つ労働法Q＆A」は、厚生労働省のホームページに掲載して、誰でも利用できるようにしている。また、「これってあり？まんが知って役立つ労働法Q＆A」は、全国の高等学校やハローワークなどに配布[*13]している。ハローワークでは、就職相談窓口で相談者に周知したり、就職セミナーで配布したりすることなどによって、周知を図っている。

さらに、2023（令和5）年度に義務教育段階におけるICT端末の整備が完了したことやスマートフォンの普及を踏まえ、2024（令和6）年度に、「これってあり？まんが知って役立つ労働法Q＆A」の動画版を新たに作成した。主たるターゲットである高校生や大学生が、よりアクセスしやすいコンテンツになっており、当該動画を厚生労働省ホームページに掲載するとともに、厚生労働省公式SNSで発信することにより、若者への労働法令の更なる周知及び啓発に努めている。

そのほか、若者が自分で労働関係法令などについて、e－ラーニングができるような仕組みも設けられており、以下紹介する。

＊12 高等学校の「公共」の学習指導要領の中でも、「職業選択」や「雇用と労働問題」について触れられており、「雇用と労働問題」については、仕事と生活の調和という観点から労働保護立法についても扱うこととされている。
＊13 2024（令和6）年度には、約6,700カ所に約167,000部を配布している。2025（令和7）年度以降は、希望する高等学校等に配布する予定。

コラム　「働くルール」を知って自分を守る

2015（平成27）年10月1日から施行された青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）では、「国は学生又は生徒に対する労働法令に関する知識の付与に努める」旨が規定された。これを踏まえ、厚生労働省では労働法制の周知・啓発に向けた様々な取組みが行われている。その一つが、パソコンやスマートフォンで労働法制を学べるe-ラーニング教材「e-ラーニングでチェック！今日から使える労働法～Let's study labor law～」である。

e-ラーニング教材の概要

このe-ラーニング教材は、主に高校生や大学生、現に働いている若年労働者などを対象に、パソコンやスマートフォンでいつでもどこでも気軽に労働法の基礎知識を学ぶことができるものとして、2017（平成29）年2月から運用している。就職前に知っておくべき内容や、仕事上で抱える悩みや疑問、トラブルの解決に役立つ内容を盛り込んだものとなっており、学校での職業教育や就職活動支援、企業での新入社員研修などの機会での活用が想定されている。

就職前～就職後のトラブル、疑問をわかりやすく解説

教材は、入門編と応用編に分かれ、計38の項目から構成される。それぞれの項目では、事例をマンガで紹介するとともに、解決のためのポイントや対処法について、わかりやすく解説する形となっている。また、応用編ではクイズ形式のチェックテストにより、理解度を確認することができる。

取り上げられる事例は、例えば「アルバイト中、休憩が取れないんだけど問題ないの？」「就職活動のルールや応募手順ってどうなっているの？」といった、アルバイト中や就職活動中に生じる疑問や、「休みがしばらく取れない、これって違法ではないの？」「求人票の内容よりも、実際の労働時間が長いときはどうしたらいいの？」といった、働き始めてから起こりうるトラブルを含め様々あり、興味のある内容を選んで、どの項目からでも学習することが可能だ。

労働法を知ることが、自分を守ることにつながる

実際に教材を利用した方からは、「わかりやすい構成となっていて、スキマ時間にも見られることがすごく良かったです」「漫画という形で労働法を学べるので、何の苦もなく読み進めることができました。その後にしっかり解説もなされているので、とても分かりやすかったです」「働く上で知識がないと自分が困るのだなとよく分かりました。今まで何も知らず損をしていたことを後悔しました」など様々な声が寄せられている。

就労経験の乏しい若者にとって、こうした教材などを通して、労働法に関する基礎知識を学んでおくことは、就職後の不利益な取扱いの未然防止に役立つとともに、就職先を選択する上での一助となることも考えられる。

今後も多くの生徒・学生、若年労働者などに利用され、労働法制の普及につながることが期待される。

【e-ラーニングでチェック！今日から使える労働法～Let's study labor law～】
URL：http://laborlaw.mhlw.go.jp/
QRコード：

（指導者用資料の作成・配付や指導者向け解説動画の作成をしている）

初めて労働者となる時期が高等学校在学時である者も多い中、元々公民科の中で「雇用と労働問題」について考えさせるとされていた高等学校の学習指導要領において、2018（平成30）年告示で必修履修科目の「公共」が新設され「仕事と生活の調和という観点から労働保護立法についても触れること」と規定されたところである。

厚生労働省においては、労働法を生徒に教える側の教員は必ずしも労働法分野に精通していないため、2016（平成28）年度から高等学校などの教員向けに、働く上で高校生に知っておいてほしい知識に関する指導者用資料「『はたらく』へのトビラ～ワークルール20のモデル授業案～」を作成し、厚生労働省のホームページに掲載している。クイズ、ワークシート、ケーススタディ、ロールプレイなどを活用し、生徒に身近なアルバイトから、労働契約、困ったときの対応などバラエティに富んだ様々なテーマを取り上げている。労働法に詳しくない教員も多いと考えられることから、そのような教員にも取り扱いやすい授業案も用意している（図3-1-5）。

また、2017（平成29）年度からは、大学などの教員向けに、多様な場面に応じた8テーマの授業案を内容とする指導者用資料「『働くこと』と『労働法』～大学・短大・高専・専門学校生等に教えるための手引き～」を作成し、厚生労働省のホームページに掲載している。アルバイトやインターンシップ、就職活動を始める前など、社会に出る前の様々な機会をとらえて、労働法や制度について学習をし、トラブルなどで困ったときの対処法などを身につけることが大切であるとの観点から作成されている。大学生など向けであるため、高校生など向けと比較して、モデル授業のテーマについて、より法令や統計などの周辺知識を掘り下げ、また、就職活動やインターンシップという大学生など特有のイベントに対応した内容となっている。大学などの教職員が、授業や新入学時のガイダンス、就職活動開始前のオリエンテーションなどにおいて、利用できるものとなっている。

また、これらの資料が活用され、教育現場での労働法教育が普及されるよう、社会保険労務士や教員を起用した解説動画を作成して、厚生労働省のホームページ上に掲載し、学校、自治体などに広く周知をおこなっている[*14]（図3-1-6）。

＊14 2023（令和5）年度までは、教員向けのオンラインセミナーを年間8回程度開催していた。2023年度のアンケートでは、約96%以上の受講者が「セミナーで学んだことは今後の教育指導で役に立つ」と回答している。

図3-1-5　指導者用資料

図3-1-6　指導者用資料の解説動画

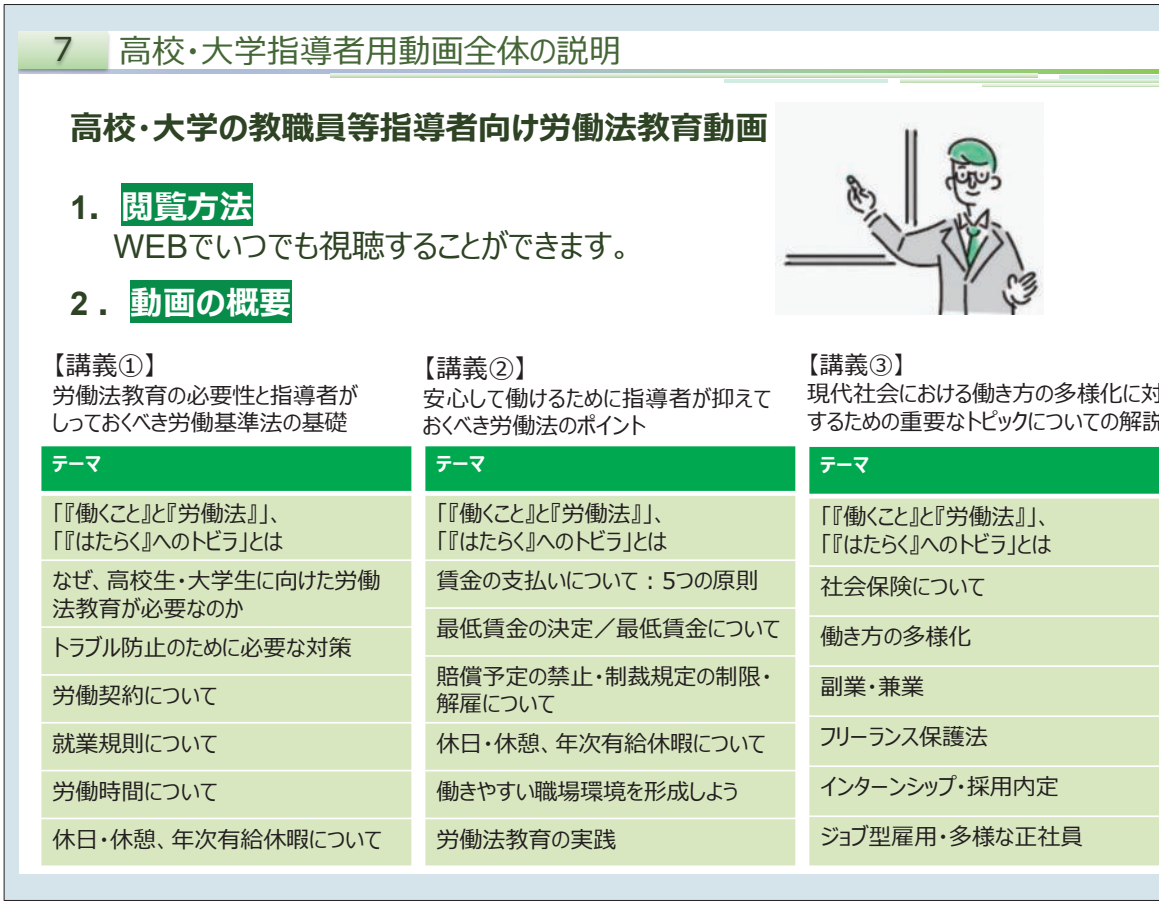

（学校への講師派遣を行っている）

中学校・高等学校・大学などからの要望に応じて、都道府県労働局やハローワークの職員、労働問題に関する有識者や過労死された方のご遺族などを学校に派遣し、労働関係法令や過労死などの労働問題に関する講義を実施[*15]している。

具体的な講義の様子や、それを受けた生徒・学生の反応については、第２節で詳しく見ていく。

第2節 現場における取組状況

第１節では、社会保障教育、労働法教育の推進に向けたそれぞれの検討状況や教材の開発、改善状況などについて概観した。第２節においては、実際に現場でどのような取組みが行われているのか、見ていくこととする。

1 社会保障教育に関する取組み

（様々な教科を通じ、多角的に社会保障教育の授業が行われている）

2022（令和４）年度から高等学校において導入された「公共」や、「家庭基礎」などの授業で社会保障教育は行われている。

学習指導要領においては、「公共」の目標として、「人間と社会の在り方についての見方・考え方を働かせ、現代の諸課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者に必要な公民としての資質・能力を（略）育成することを目指す」ことが示されている。社会保障関連については、「『財政及び租税の役割、少子高齢社会における社会保障の充実・安定化』については関連させて取り扱い、国際比較の観点から、我が国の財政の現状や少子高齢社会など、現代社会の特色を踏まえて財政の持続可能性と関連付けて扱うこと」とされている。

一方、「家庭基礎」の目標として、「生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を通して、様々な人々と協働し、よりよい社会の構築に向けて、男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造する資質・能力を（略）育成することを目指す」ことが示されている。社会保障関連については、「生涯を通して家族・家庭の生活を支える福祉や社会的支援について理解すること」「生涯を見通した生活における経済の管理や計画の重要性について、ライフステージや社会保障制度などと関連付けて考察すること」とされている。

生徒たちは、社会保障に関し、「公共」の授業においては、主に制度の在り方などマクロ的視点で学習していき、「家庭基礎」の授業においては、主に自身の生活を起点として社会へ視野を広げていくミクロ的視点で学習していくと考えられる。社会保障を理解するためには、双方の視点からのアプローチが取られることで、より深く理解が進んでいくと

＊15 2024（令和6）年度には、1,792回実施しており、約113,800人が参加した（参加者数は延べ数、中学、高等学校、大学等の合算）。

考えられ、両科目の連携も期待される[*16]。

ここでは、実際に社会保障教育を行った学校における授業の様子を紹介する。

コラム　「公共」の授業における社会保障教育（東京都立世田谷泉高等学校）

2025（令和7）年1月、東京都立世田谷泉高等学校で「公共」の授業[*1]において社会保障教育が行われた。

同校は、小中学校で不登校だった、中学校卒業時に進学も就職も選択しなかった、長期欠席が理由で他の高等学校を中途退学したなどの経験を持つ生徒のためのチャレンジスクールである。学力検査もなく調査書の提出も不要という特別な入学者選抜方法、三部制・総合学科・単位制という学校の仕組み、相談や支援の専門家がどんな学校よりも多く配置されていることなどの特色がある。

地理歴史科、公民科の主任教諭である佐々木啓真先生は、2023（令和5）年度に厚生労働省において開催された社会保障教育の推進に関する検討会の構成員でもあり、厚生労働省の社会保障教育の教材の改善、新規作成に携わっていただいた。今回の授業では、同検討会で新たに作成したストーリー形式の教材や映像教材も利用して、2コマ連続の授業を行っていただいた。

以下、当日の授業の様子を紹介したい。

ワークシートや副教材の活用

佐々木先生は、指導者用マニュアル[*2]に盛り込まれているモデル授業のうち、生徒の関心事項に合わせて、公的医療保険を題材としたモデル授業を選択した。そして、同マニュアルで示されているワークシートや副教材を活用し、授業時間や生徒の理解度などを考慮した上で独自の教材を作成し、授業を行った。

導入部分として映像教材やストーリー教材の利用

まず、授業の冒頭部分で、「人生で起こるかもしれない困難な出来事」について生徒たちに考えてもらった後、発表が行われた。その後、映像教材を活用して、生徒の考えを補うと同時に、関心を引き起こしていた。

その後、グループに分かれて、3つのストーリー教材[*3]のうちの1つを各自で読み、ストーリーのような出来事が起こったときに使えそうな制度を調べるグループワークを行った。生徒は、ワークシートに記載されている「あなたはひとりじゃない　孤独・孤立対策ウェブサイト」[*4]のQRコードをスマートフォンで読み取って、制度を調べた。わからないことはクラスメートと相談したり、先生に積極的に質問したりする様子が見受けられた。このような作業は、実際の生活で困ったことが生じた際に利用できる制度を自分で

＊1　17名が参加し、主に1年生であった。
＊2　「人生100年時代の社会保障を考える『主体的・対話的で深い学び』実現のための高校生向け社会保障教育指導者用マニュアル」
＊3　次の3種類がある。①社会人になったばかりのときに怪我で長期の入院が必要になるもの、②大学最後のスノボ旅行で脊髄を損傷して障害者となるもの、③突然解雇され、仕事と家を失うもの。
＊4　内閣府　孤独・孤立対策推進室作成

＊16　厚生労働省において、2023（令和5）年度において開催された「社会保障教育の推進に関する検討会」では、マクロ的視点の公共を含む公民科とミクロ的視点の家庭科が連携を取ることで効果的な指導ができることについて指摘されている。

調べる練習になる。生徒たちは、興味を持って熱心に取り組んでいたので、非常に有意義な時間であったと考えられる。

社会保障制度の必要性や在り方を考える

2コマ目は社会保障制度の必要性や在り方について、ワークシートを活用して自分の考え方をまとめた後、他の生徒の発表を聞き、様々な考え方に触れていた。

例えば、「国民皆保険制度はなぜ必要か」との問いには、「国民全体で社会を支えていく仕組みであるから」との発言があった。また、制度のメリットとして「高齢期まで安心して暮らせること」、デメリットとして「病院にかからない人でも保険料を支払う必要があること」などがあげられていた。

さらに、高齢化に伴い、社会保障給付費が年々増加していることの説明を受けた後、「医療費負担軽減にインセンティブを持たせるため、健康な人の保険料を軽減する仕組みを導入すること」に賛成か反対かについて、考えを発表した。今回の授業では、導入に反対の人が多かったが、その理由として、「健康の基準があいまいであること」「保険料軽減のため病院にかからず病気を隠蔽する可能性があること」などがあげられていた。一方、賛成の人は、「健康な人は保険料を払うだけで、その恩恵を受けられないこと」を理由としてあげていた。生徒にとっては、初めて聞くテーマであったと思うが、よく考え、自分の意見をしっかり発表している姿が印象的だった。

授業を受けた高校生の反応

今回の授業を受けた17名の生徒たちに、授業終了後にアンケートに答えてもらったところ、回答は以下のとおりだった。

① 本日の授業を受けて、社会保障について自分の事として考えることができるようになったか。
- 1 とてもそう思う・・・・8名
- 2 ややそう思う・・・・・8名
- 3 どちらともいえない・・1名

② 本日の授業を受けて、医療などの社会保障のサービスを受けるために、社会保障の費用を負担する（社会保険料を支払うなど）事について必要だと思うか。
- 1 とてもそう思う・・・・11名
- 2 ややそう思う・・・・・5名
- 3 どちらともいえない・・1名

注：①、②ともに選択肢には「4 あまりそう思わない」「5 全くそう思わない」「6 その他（自由記述）」もあった。

また、授業の感想を自由に書いてもらった部分には、
- 社会保障があるから日本の国民の生活は成り立っているんだなと知ることができました
- 税金を上げる必要が少しわかった気がする

といった記載があった。

そのほか、家族が病気になった経験を踏まえて、公的医療保険について自分の事としてとらえていたり、知識を得ることの重要性に言及していたりする感想も見られた。

少人数のアンケート結果ではあるものの、社会保障教育を受けることによって、社会保障を自分の事としてとらえられたり、社会保障の負担に納得感が生じたりする傾向が見て取れると言えるだろう。

より良い教材に向けて

実際に授業で厚生労働省の教材を使用した佐々木先生からは、教育現場における活用のしやすさに向けて、様々な建設的なご意見をいただくこともできた。

今後、厚生労働省としては、現場で多くの先生に教材を利用していただき、実際に使った後のご意見も踏まえ、教材の改善を検討していくことが求められるだろう。

また、今回佐々木先生にご活用いただいた教材はいずれも厚生労働省のホームページに掲載されているので、是非多くの先生方にご利用いただきたい[*5]。

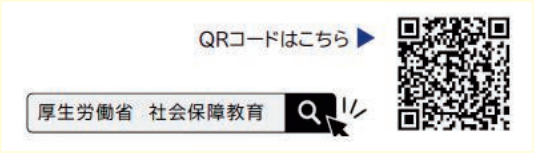

＊5　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/shakaihoshou/kyouiku/

コラム　「家庭基礎」の授業における社会保障教育（茨城県立土浦第一高等学校）

2025（令和7）年2月、茨城県立土浦第一高等学校の2年生を対象に、「家庭基礎」の授業において、社会保障教育が行われた。

同校では、「社会の役に立つ人材」や「国際的に活躍できるグローバル・リーダー」の育成を目指し、教育活動を行っている。

家庭科教諭である藤村先生は、社会保障教育に熱心に取り組んでおり、これまで厚生労働省において開催された社会保障教育に関連する検討会にも複数参画していた。

ここでは、藤村先生の行った社会保障教育について紹介する。

個人の様々なライフイベントから社会保障を考える

今回、2回の授業にわたって、社会保障が取り扱われた。1回目の授業では、就職、結婚、住宅購入など将来の様々なライフイベントを考えるとともに、事故、病気、失業などのリスクについても想定した。そして、①生活設計と資金計画はセットで考えること、②「もしもの時」に公的保障（社会保障制度）、企業保障（死亡退職金など）、私的保障（預貯金や民間保険）で備えること、③家族構成や年齢、環境、それぞれが有する特性や価値観などによって必要な保障は異なることが説明された。

その後、社会保障制度は、

① 国民の「安心」や生活の「安定」を支えるセーフティネットであること
② 全ての人々の生活を生涯にわたって支えるものであること
③ 社会保障制度は多岐にわたり、国のみならず都道府県や市町村など、様々な主体がそれぞれに役割を担い、連携しながら実施していること

について理解し、主な保障内容について学習した。

また、国民年金保険料の納付義務が生じる20歳以降、定められた期間の納付をしていなかったため、事故で障害を負った後に「障害年金」を受給できなかった実在の人物を紹介し、生徒の関心を高めた。

個人の生活にとどまらず、社会へと視野を広げる

はじめに個人の生活を起点として社会保障について学習していたが、それにとどまらず、教科書に掲載されている「人口ピラミッドの変化」「社会保障を支える体制」「世帯構成の変化」などの資料を参考に、少子高齢化が社会保障に与える影響についても学習した。

次の授業では、1回目の授業で学んだこと

を踏まえ、社会保障の負担と給付水準の在り方について、個人の生活（家計）への影響も考慮しながら、グループに分かれて、議論を行った。

具体的には、以下のAからEの選択肢の中から自分の考えに最も近いものを選び、同じ選択肢を選んだ人と意見を交換しながら、その理由を深めていった。

A　社会保障の給付水準を引き上げ、そのための負担増もやむを得ない
B　社会保障の給付水準を維持し、少子高齢化による負担増はやむを得ない
C　社会保障の給付水準をある程度引き下げつつ、ある程度の負担増もやむを得ない
D　社会保障の給付水準を引き下げ、従来通りの負担とすべき
E　社会保障の給付水準を大幅に引き下げ、負担を減らすべき

大人でも非常に難しい問いだが、生徒たちは個人の負担（家計）を考えつつ、どのような社会を目指すべきなのかについて活発に意見を交換し、それぞれの立場で意見をまとめ、発表していた。

例えば、以下のような発表があった。

Aの立場：自分の生活に責任を持つだけでなく家族の生活も支えなければならないと考えると、将来への不安が大きい。リスクへの対応を自己責任に委ねるのではなく、国が個人や家族の生活保障に責任を持つ方が良い。

Bの立場：給付水準は維持するものの、給付対象の見直しは必要だ。未来への投資として、子どもへの支援をさらに充実させることが望ましい。

Cの立場：どの選択肢を選んでも、苦しい立場に置かれる人が出てくる。そのため、現状からの大幅な変更は避けた方が良い。

Dの立場：負担を増やせば、現役世代の生活が困窮し、少子化がさらに深刻化する恐れがある。一方で、高齢者の就労期間が延びていることを踏まえ、負担の対象を広げることも検討すべきではないか。

注：Eの立場を選んだ生徒はいなかった。

藤村先生からは、「身近な人たちだけでなく、異なるコミュニティに属する人とも対話することで、新たな視点を得てほしい。この授業がそのきっかけになればと思う」との話があり、議論が締めくくられた。

高校生による厚生労働省の社会保障教育の教材の評価

藤村先生のご協力により、土浦第一高校の生徒に、厚生労働省が作成している社会保障教育の教材についての意見を聴いた。

ストーリー教材のうち、

① 社会人になったばかりのときに怪我で長期の入院が必要になるもの
② 大学最後のスノボ旅行で脊髄を損傷して障害者となるもの

の2つに関して、それぞれ

a 将来自分にも起こりそうな出来事だと感じたか
b 「こんなことが起こったとき、どのような制度が使えるか」を調べてみたい（又は調べる必要がある）と思ったか

について、アンケートを実施し、39名の生徒から以下のように回答を得た。

①のa
とてもそう思う・・・・・10名
ややそう思う・・・・・・19名
どちらともいえない・・・8名
あまりそう思わない・・・2名
全くそう思わない・・・・0名

①のｂ
とてもそう思う・・・・・17名
ややそう思う・・・・・・19名
どちらともいえない・・・1名
あまりそう思わない・・・2名
全くそう思わない・・・・0名

②のａ
とてもそう思う・・・・・12名
ややそう思う・・・・・・18名
どちらともいえない・・・4名
あまりそう思わない・・・5名
全くそう思わない・・・・0名

②のｂ
とてもそう思う・・・・・19名
ややそう思う・・・・・・18名
どちらともいえない・・・0名
あまりそう思わない・・・2名
全くそう思わない・・・・0名

どちらのストーリーについても、自分にも起こりそうな出来事だととらえた生徒が比較的多く、また、それ以上に、使える制度を調べてみたい（又は調べる必要がある）と考えた生徒が多かった。少ないサンプルではあるものの、ストーリー教材については、一定の効果が見込まれると考えられるだろう。

また、生徒に、厚生労働省が作成した「社会保障教育」の教材全般について、厚生労働省のホームページ[*1]で確認してもらったところ、

- 社会保障に興味のある人しか検索しないため、興味のない人でもアクセスしやすい工夫が必要
- SNS、マンガや短い動画などを活用すると、より多くの人に届きやすくなるのではないか

などの改善策が提案された。

今後の教材作成・改善に向けて、生徒の貴重な意見が活用されることが望まれる。

QRコードはこちら▶
厚生労働省　社会保障教育

＊1　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/shakaihoshou/kyouiku/

2 労働法教育に関する取組み

次に、労働法教育に関する現場の取組状況を見ていく。第１節２（2）で触れたとおり、労働法教育については、従前から、厚生労働省や各都道府県労働局、ハローワークが、セミナーへの講師派遣などの取組みを行ってきた。ここでは、実際のセミナーの様子について紹介する。

（働く前に必要な基礎的知識を身につける労働条件セミナーを実施している）

まず、労働条件セミナーについて紹介する。厚生労働省では、近い将来、社会人として働く、又は在学中にアルバイトとして働く学生・生徒を対象とし、労働関係法令の基礎知識をわかりやすく教え、安心して働くことができる知識を身につけてもらうため、労働条件セミナーを実施している。

セミナーの目的としては、①適正な労働条件の会社を選べる眼を養うこと、②労働条件に関するトラブルに巻き込まれないようにすること、③遭遇した労働トラブルを解決できる道筋を知ることである。

全国の大学・専門学校・高等学校などに講師を派遣して出張講義を行ったり、オンライン設備を利用して遠隔でもセミナーを行ったりしており、その具体的な様子を紹介する。

コラム　働くときのルールを学ぶ（労働条件セミナー×淑徳大学／山口県立南陽工業高等学校）

淑徳大学と山口県立南陽工業高等学校で行われた、「労働条件セミナー」を紹介する。

～淑徳大学での様子～

淑徳大学埼玉キャンパスの２年生の必修科目「社会的・職業的自立Ⅱ」の授業の一コマとして「労働条件セミナー」が行われた。

講師の失敗経験も事例に

講師からは、「仕事を始める前、始めてから、やめるとき」の３つのタイミングにわけ、労働法の基礎知識及び相談先の説明がされた。聞き慣れない言葉やイメージが浮かびにくいことなどについては、具体例をあげて、丁寧に説明していた。時折、クスッと笑えるような講師自らの経験を盛り込みながら、身近に感じられるように話が続く。学生は講師の話に熱心に耳を傾けていた。講師が最も伝えたいという「トラブルに巻き込まれないように、どのように相手に伝えるか」を繰り返し説明していたのが印象的であった。

労働法の基礎的知識が少しでも記憶に残ってほしい

淑徳大学 神谷キャリア教育・支援アドバイザーに、今回のセミナー開催についてお話を伺った。今回のセミナーは、大学に送付されてきた周知チラシをみて、申し込みをしたという。

「働く環境や内容はそれぞれであり、自分事として、そうだよねと理解できる人もいれば、アルバイトの経験もないために理解するのが難しい学生もいるが、学生にとって、労働法の基礎的知識が少しでも記憶に残ってほしい」と語っていた。

授業の最後に、神谷アドバイザーから学生に向けて、「アルバイトの時や就職した後、ぜひ今日の内容を思い出してほしい」と真剣な眼差しで語ると、向かい合う学生もまた真剣な眼差しだったのが印象的だった。

淑徳大学埼玉キャンパスの様子

学生の反応

学生が授業後に書いたアンケートでは、満足度、理解度、講師評価のいずれも高い評価となった。最も役に立ったという内容を項目別でみると、就職活動、その次はハラスメント・トラブルという順だった。「何かあれば誰かに相談するべきだということが学べた」「自分の働く環境に疑問を覚えることも多かったので、新しく知識を得ることができて良かった」という声があった。

～山口県立南陽工業高等学校での様子～

2025（令和7）年1月、3年生のロングホームルームで「労働条件セミナー」が行われた。

企画は若手教諭

学校の企画担当である若手の吉田教諭にお話を伺った。

この時期に開催する理由は、就職が決まってアルバイトを始めることにより「働く」経験をする生徒が増え、また就職直前の生徒もいるため、「働く」責任もでてくる時期だか

らだという。生徒がより理解できるタイミングを検討し、セミナーの開催に取り組んでいた。

また、「昨年開催して好評だったため、今年も開催した。就職先によっては働いてからだと、労働法に関することを学ぶ機会が少ないこともある。知らないと損になるので、生徒たちには、働くルールの基礎知識を今のうちに知ってほしい。労働法を生徒と共に学ぶことによって、自分自身もこれまで学んできたことを再確認できている」と話してくれた。

生徒への就職支援では、生徒と企業のマッチングが難しいという。生徒の『やりたいこと』と『適正』が合致するよう、就職後に違ったということがないように、神経を集中して取り組むという。「生徒の成長を見ることが何よりも楽しみだ」と真摯に語る吉田教諭。生徒への愛情と熱意が伝わってくる。これからも生徒のために奮闘されることだろう。

３択のクイズ形式

セミナーでは、講師は、３択のクイズ形式で、難しい単語も丁寧に解説しながら、労働法の基礎知識の説明をしていた。生徒は、講師からクイズが出されるたび、正解だと思う番号に手をあげていく。

退職時の対応のクイズで、『問：代わりのアルバイトを見つけてこないと辞めさせないと言われた際の対応』の正解だと思う対応として、『代わりのアルバイトを探すのは難しいため、辞めることをあきらめて働き続ける』に手をあげた生徒がいた。講師は生徒の考えを尊重しつつ、正解ではないことを伝え、とるべき対応を丁寧に説明した。教材にある10問のクイズに答えていると、50分はあっという間だったようだ。セミナーが終わったとき、生徒から講師に感謝の拍手が送られた。

南陽工業高等学校の様子

生徒の反応

終了後、代表の生徒から「初めて知ることもあり、働くことに当たって重要なことを学べた。しっかり学んで社会に貢献したい」と熱のこもった謝辞が述べられた。終始、背筋を伸ばして集中して聞いていた生徒たち。彼らの記憶に今日の話が少しでも残ってほしいと願う。

生徒たちが授業後に書いたアンケートでは、満足度、理解度、講師評価のいずれも高い評価となった。最も役に立ったという内容を項目別で見ると、労働時間・休日・休暇、その次は就職活動という順だった。

公共や家庭科の授業でも労働法などに取り組む

働くルールについては、公共や家庭科の授業でも取り上げているという。例えば、今回セミナーに参加した３年生は、１年生の時の公共の授業で、アルバイトに関する働くルールを学んでいた。誰もが知る地元の企業名をアレンジした企業で、アルバイトをしている事例のワークだったという。生徒たちにとって、身近に感じる事例であり、関心をもって取り組んだという。その授業の最後に、困ったときに人に頼ることができる力を養うために、「ねぇねぇ」と、友達に頼る時間を作っていたという。わからなかったところ、確認したいところを、友達に聞いていく。

生徒が社会に出て困らないように、困ったことがあったら対応できるように、学校全体

で取り組むのが印象的だった。

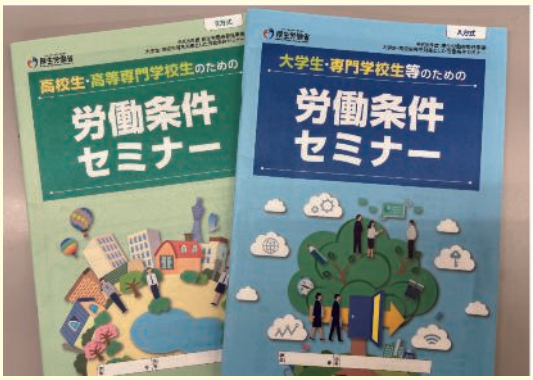

大学と高校で年齢も異なるが、働くために必要な知識を真剣に学ぶ学生と生徒。それを支える学校をバックアップできるよう、厚生労働省の取組みが引き続き求められるだろう。

（過労死のご遺族などの話を聞き、労働問題などについての理解を深める啓発授業を実施している）

次に、過労死のご遺族や弁護士による啓発授業について、紹介する。昨今、「過労死」をはじめとした労働条件などに関する問題が大きく取り上げられるなど、社会的にもその関心が高まっている。厚生労働省では生徒・学生などに対して、労働問題や労働条件の改善など働く際のルールについて理解を深めてもらえるよう、労働問題に関する有識者及び過労死のご遺族を講師として学校に派遣し、啓発授業を実施している。

コラム　過労死のご遺族や弁護士による啓発授業を通じて働くことを考える（東京経済大学の教職の授業の一コマとして）

2024（令和6）年11月に東京経済大学において、過労死のご遺族や弁護士による啓発授業が実施された様子を紹介したい。

教職の授業の一コマとして

今回の啓発授業は、教職の「特別活動論」の授業の一コマとして実施され、40名程度が参加した。

講師の中村先生は、この数年、授業を受け持っている都内のいくつかの大学でこの啓発授業を実施している。例年、授業後の学生たちのリアクションペーパーを見ると、授業内容に深く理解を示すなど、とても反応が良いそうだ。事前に学生から質問を集めて、講師に送付することにより、学生の興味・関心に沿った授業展開になるようサポートをしている。

過労死のご遺族のお話

まず、はじめに過労死のご遺族の佐戸恵美子さんのお話があった。佐戸さんは、2013（平成25）年に当時31歳だった長女を過労死（うっ血性心不全）で亡くしている。

当時、長女が、強いストレスと緊張の中、睡眠時間が非常に短く、異常な長時間労働で働いていたこと、職場で助けを求められないような状況だったことなどについて、映像資料なども利用しながら、自身の言葉で思いを込めて話していた。

最後に、「命より大事な仕事はない。睡眠時間は絶対確保して。でも、社会に出ると楽しいこともたくさんある。これからの皆さんの将来に役立つようにと思って、母親の立場から話をした」との言葉があった。

学生が食い入るように佐戸さんの話を聞い

ていたのが印象的だった。

弁護士による講義

次に、過労死弁護団全国連絡会議幹事長の玉木一成弁護士の講義が行われた。

脳疾患や心臓疾患による過労死というと、中高年のものと思われがちだが、業務による精神的負荷が原因の精神障害や過労自殺は若い世代も多いこと、実際に新入社員が過労自殺した勤務時間の具体例などを示しながら説明していて、学生が人ごとではない、と思えただろう内容だった。

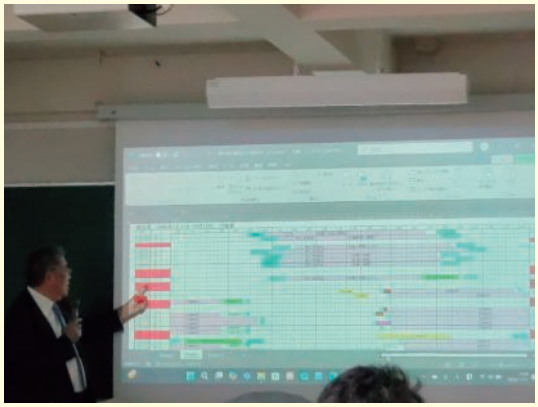

働くときは、まず自分の労働時間を把握することが重要であること、困ったことがあれば社内の相談窓口や人事に相談すること、それでも解決しなければ、労働基準監督署などの外部機関に相談してほしいことを強調していた。

また、厚生労働省の作成した労働基準法令や相談窓口が掲載されているパンフレットを示し、「変だなと思うことがあれば、これを見てほしい。自分に関係するところを見て、自分を守る方法を知ってほしい。若い人も過労死とは無縁ではない」と言ったときには、学生が一斉にパンフレットをめくりだし、関心が高まったことがうかがわれた。

学生の反応

教師を目指している経済学部２年生の学生は、「佐戸さんに関する本を読んだり、テレビを見たりしたことはあったが、実際に話を聞いて、より現実感が増した。今回得たものは、将来教師として是非生徒に伝えていきたいと思う」と話してくれた。

既に民間企業への内定をもらっている経営学部の４年生は、「実際に次の４月から社会人になるため、働くことがより現実味を帯びた。働く前にこのような授業を受けることができて良かった」と言っていた。

また、経済学部の２年生は、「初めて佐戸さんの話を聞いたが、泣きそうになった。現在は、過労死した本人と周囲の人にしか、その痛みは伝わっていないのではないか。今回の啓発授業を聞いた人たちは、この痛みを共有できたと思うので、より多くの人に伝えることができると良いと思う」と話してくれた。

学生たちが授業後に書いたアンケートでは、今回の啓発授業で実際に話を聞くことにより、過労死や労働問題を他人事ではない、身近なものだと感じることができたとの意見が多く見られた。また、働くこと自体を自分事としてとらえるきっかけとなった学生もいた。

仕事による過労から命を落としたり健康を損なったりすることは、本人のみならず、家族にとっても計り知れない苦痛である。また、社会にとっても大きな損失となる。これから社会に出る学生が、自分を守るための知識を身につけるためにもこのような啓発授業は有意義である。さらに多くの人々の関心を高めていくことも必要であり、厚生労働省では、啓発授業にとどまらず、過労死等防止対

策シンポジウム*1を開催するなど啓発活動を進めている。

また、過労死や労働問題を防止するためには、労使の努力だけにとどまらず、社会全体として、「働き方」への意識改革を進めるとともに、様々な機会をとらえて、労働法への理解を深め、一人ひとりが自分を守るための知識やスキルを身につけていくことも重要である。

＊1　2017（平成29）年度以降、全国47都道府県で開催している。

（就職支援ナビゲーターなどによる職業意識の形成支援に取り組んでいる）

若者の早期離職や学校などを卒業後に安易にフリーターやニートになることを防止するため、学生・生徒の職業意識を計画的、自律的に形成していくことも重要である。そのため、各都道府県労働局では、地域の実情や学校からの要望などを勘案し、民間委託も活用しながら、学校在学中の早期段階から学生・生徒の職業意識が形成されるよう各種支援を実施している。

ここでは、ハローワークの職員（就職支援ナビゲーター）が地元の高等学校を訪問して講義をする様子などを紹介する。

コラム

「働く」ためには自己理解、生徒への総合的なサポート（学校法人帝京安積学園帝京安積高等学校×郡山新卒応援ハローワーク）（東京都立光丘高校×ハローワーク池袋）

若者の就職活動から職場で活躍するまでの総合的なサポートのため、ハローワークでは、地元の中学校や高校と連携して、職員の講師派遣などを実施している。

～～～～～～～～～～～～～～～

福島県の郡山新卒応援ハローワークでは、2024（令和6）年度は、管轄の中学校20校、高校5校で講師派遣を実施している。場合によっては、地元企業と連携して講話を行い、中学生や高校生に将来「働く」ことを意識してもらうという。中学と高校、さらに学年によっても伝えたい内容が異なるので、内容は都度精査し、生徒はみな真剣に話を聞いているという。

ここでは、福島県の学校法人帝京安積学園帝京安積高等学校で行われた講話などを紹介する。

まず自己理解、悩んだら相談して

今回の講話は、1年生全員を対象にした就職ガイダンスとして開催された。

講師の郡山新卒応援ハローワークの横塚就職支援ナビゲーターは、まず、生徒には自分自身を知ってほしいという。「得意なことは何か、どんなことがあると嬉しいか、どんなことを知りたいか、やってみたいか。自分自身について考えて、自己理解を進めてほしい。そうすれば、就職後のミスマッチも少なく、困難や壁にぶつかっても乗り越えられる。そして、悩んだり、不安になったりしたら、家族や先生、ハローワークなど、まわりに相談してほしい」と、何度も熱く生徒たちに語っていた。

生徒の反応

講話の最後に、何名かの生徒が全員の前で感想を発表してくれた。

「自分が考える価値も大切にして働きたい。休むことも大切だと思った」

「自分自身について考え、自己理解をすることが大切であると知った。自分はサッカーが好きなので、それを生かした職業はないかと考えた。中学生の頃にお世話になったクラブチームのコーチをして、監督やコーチの

方々に恩返しをしたいと思った」

その熱のこもった発表に、生徒たちから拍手と歓声があがった。発表者の熱い思いが伝わったようだ。

生徒たちが講話後に書いたアンケートでは、次のようなものがあった。

＊職業については、２年後の話だけど、その２年もあっという間に過ぎると思い、気を引き締めていきたい。
＊仕事をすることは楽しいことだと思ったので、将来自分がやりたい仕事をできるように頑張っていきたい。
＊現在の高校生の就職状況を知り、自分の理想（将来の夢）を現実にすることについて、意識するきっかけとなった。
＊就職するまでにやるべきことを知ることで、希望する職業で自分の足りないことをなくそうと頑張る意欲が湧いた。
＊自分の将来の夢のために必要なことや、今の自分に足りないことを見つけ、調べるきっかけになった。
＊その仕事場で働くのは本当に自分に適しているかなど、自分で自分を理解して仕事を選ぶことが大切だとわかった。

生徒一人ひとりに寄り添う支援

今回の企画者である、就職指導部長の高橋教諭は「卒業後は、進学する者、就職する者がいるが、生徒たちはいずれ働く。早いうちに「働く」ことについて全体的なことを知ってほしいと思った。会社に入るまでの道筋だけではなく、入社後のことも生徒たちに知ってほしかった」と、就職することだけではなく、生徒たちのその先の未来に思いを馳せていた。１年生には就職について全体を網羅した講話を、２年生には面接指導や体験談を聴く会などを開催し、様々な形で就職支援をしていくという。就職支援をしている中で難しいと感じることの一つとして、離職者も多いことだという。「無理やり就職させても、良いことは何もない。生徒一人ひとりの気持ちに寄り添い支援をしている」と語る。

帝京安積高等学校１年生の就職ガイダンス（12月）

授業でも社会保障や労働施策を伝える

学校法人帝京安積学園帝京安積高等学校では、社会保障や労働施策について、複数の授業で取り上げているという。「働く前の生徒にとっては、自分事になりにくく、理解するのも難しいと思うが、高校生のときに、少しだけでも知ってもらうことができれば」という。

また、卒業間近の３年生全員に、労働法の理解定着のため、「まんが労働法＊1」を配布しているという。この時期に配布すると、就職する生徒やアルバイトをする生徒もいるから、生徒の反応が良いという。就職指導部長の高橋教諭は「卒業後に、実際働いてから、何か困ったことがあったときなどに活用してほしい」と語ってくれた。

～～～～～～～～～～～～～～～

次に、ハローワーク池袋と東京都立光丘高等学校の連携による取組みを紹介する。

就職に「前向き」の意識づけ

ハローワーク池袋の就職支援ナビゲーターが光丘高校と連携して、2024年度に実施した２年生対象の講話は、全員を対象とするものが１回（１月）、進路ガイダンスとして、就職希望者や就職か進学で悩む生徒を対象とするものが３回（７月、12月、２月）あった。

光丘高校を担当する須江就職支援ナビゲーターは、２年生の進路担当教諭と共に、各回で生徒に何を伝えるか、講話の資料づくりから密に連携しているという。特に伝えたい自己理解と職業理解は毎回伝えるとともに、仮

＊1　厚生労働省作成の冊子：これってあり？～まんが知って役立つ労働法Q＆A～
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mangaroudouhou.html

に最後の3回目だけに参加する生徒でも、過去回の要点も入れて、わかりやすく「働く」ということを伝えていた。優秀な成績でも、自分の力をいかしたいと前向きに就職を選択する生徒もいれば、家庭の事情などで進学を諦めて就職を選択する生徒もいるとのことで、生徒たちには「自分に自信を持って、就職に前向きになってほしい、高卒就職はチャンスでもある」と就職の利点なども熱く語っていた。生徒たちはメモを取りながら、真剣に聞いていた。

なお、須江就職支援ナビゲーターが5年前から担当し始めた学校では、当初は卒業後にフリーターを選択する生徒もいたが、年々減少し、2024年度はいないという。

また、就職した生徒へ就職半年後に行う「職場定着面談」では、須江就職支援ナビゲーターは、就職した生徒の相談だけでなく、企業からも相談を受けて、職場定着に努めているという。それにより、企業も暗黙知から形式知へ、文章化がなかったところはマニュアル作成へと変化し、定着につながっているという。

光丘高校2年生の進路ガイダンス（2月）

2年生の3学期は、3年生の0学期。就職活動は生徒の大事な経験

進路指導部就職担当教諭は、「2年生の3学期は、3年生の0学期として、卒業後の進路について意識づけをしている。これにより、春休みの過ごし方も変わってくる」という。生徒の職業理解、自己理解の確認のために、志望動機や自己PRについて、生徒と共に考えることもあるという。「指導者が生徒の就職先を選んで決めるのは簡単だが、それでは早期離職につながる。生徒自身が自分で考え、決めるというのも大事な経験として、生徒をサポートしている」と熱く語ってくれた。

クイズ形式の授業で楽しく学ぶ

先述の2年生の進路担当教諭は、担当する公共の授業で「まんが労働法」を使って、労働法を伝えているという。「クイズ形式で授業を行うと、生徒たちがとても盛り上がる」という。授業では、会社が守るルール、従業員が守るルールも意識して伝えているという。また、須江就職支援ナビゲーターの資料にもある職種一覧を使い、いろいろな仕事があるということも伝えているという。「生徒たちが今の時点で知る仕事は少ない。視野を広げてほしい」と語る。

「働く」ということについて最終的に決めるのは生徒自身であるが、どちらの学校も生徒へのサポートに尽力していたのが印象的であった。生徒の職業意識を計画的、自律的に形成していくことは、若者の働きがいを高めるとともに、働く上で困難に直面したときに、それを解決したり、相談したりする力を身につけることにもつながるだろう。

3 民間における取組み

そのほか、民間においても社会保障教育や労働法教育の取組みは進められている。例として、全国社会保険労務士会連合会における取組みを紹介したい。

コラム　社会保険労務士による社会保障教育・労働法教育の取組み

社会保険労務士とは、労働・社会保険分野の専門家として、労務管理や労働・社会保険に関する申請手続きの代行や相談などを行う国家資格者である。各都道府県の社会保険労務士会の連合組織である全国社会保険労務士会連合会においては、2003（平成15）年から、社会貢献への取組みの一環として、学校における社会保障教育・労働法教育を実施している。2019（令和元）年度から2023（令和5）年度にかけて、全国で24万人を超える学生・生徒に対して出前授業が実施されており、2023（令和5）年度の学校別の内訳をみると、高等学校での実施が最も多く、中学校、専門学校、大学・短期大学、小学校、特別支援学校と続いている。地元の社会保険労務士による地域の話題なども盛り込んだ授業内容が魅力となっている。

この取組みに力を入れている全国社会保険労務士会連合会理事で東京都社会保険労務士会副会長の成田妙庫氏にお話を伺ったので、紹介したい。

東京都社会保険労務士会の取組み

東京都社会保険労務士会では2008（平成20）年から、出前授業を行っており、2023（令和5）年度の受講者は17,500人にのぼる。東京都教育庁からの依頼を受け、都立高校への出前授業も多く行っている。

また、東京都内には100名程度の出前授業に携わっている社会保険労務士がおり、毎年、教え方などのスキルアップ研修も実施している。

出前授業の反応

東京都社会保険労務士会では小学生から大学生まで幅広い年齢の受講者に対して出前授業を行っている。小学生であっても、「年金の仕組み」や「世代間扶養」などについて、しっかりと理解でき、「将来、自分も支えたい」と言う子もいるそうだ。

成田氏は、「小さい頃から繰り返し伝えることが大切。だんだんと情報量を増やしながら、繰り返し教えていくことで、社会保障や労働に関する知識が定着していくと思う」と話してくださった。

学校以外の場での取組み

社会保険労務士による取組みは、学校教育の場にとどまらない。

例えば、賃金、年次有給休暇、給与明細の見方など社会人になるに当たっての必要な基礎知識について、企業の依頼に応じて、新入社員研修を行うこともある。

そのほか、市町村や商工会議所などの依頼に応じ、地域において、成年後見人養成講座の中で老齢年金の話をしたり、障害を持つ子の親向けの研修会で障害年金について話をしたりするなどの取組みも行っている。

取組みに対する思い

取組みに熱心な成田氏に、どのような思いを持って、出前授業を行っているか伺った。

「人々の生活を支えるセーフティネットがあるのに、知らないために生活がうまくいかなくなっている人もいる。社会に出る前に基礎的なことは知っておいてほしい。学校の先生は、必ずしも社会保障や労働法に詳しくないので、出前授業の取組みは、これらの唯一の専門家である社会保険労務士の使命だと考えている。また、働く意義を伝えて、働くことは楽しいことだとわかってもらいたい。世

の中は支え合いで成り立っていること、自分が働くことが周りを助けることにつながることを伝えたい」とおっしゃっていた。

社会保障教育や労働法教育については、行政の取組みだけではなく、このような民間の取組みも合わせて実施されると、より効果的なものになると考えられる。成田氏は、社会保険労務士と教育機関との接点が少なく、新たな学校へ出前授業を届けることが取組みの課題だと指摘していた。社会保障と労働の結び付きは深く、両方の知識を兼ね備えた社会保険労務士に社会保障教育や労働法教育の重要性をより知っていただくことにより、さらに取組みが広がっていくことが期待される。

4 個別の政策分野における取組み

厚生労働省においては、社会保障教育・労働法教育以外にも、個別の政策分野において、若者の理解を促進するための様々な取組みを行っている。ここでは、いくつかの個別の政策分野における取組みについて、見ていくこととする。

(1) 年金分野における取組み

個別の政策分野における取組みとして、まずは年金分野について取り上げる。

働き方の多様化、高齢期の長期化が進む中、老後の所得保障や退職後の生活設計の情報に対するニーズは高まっている。年金制度については、広報媒体の多様化や世代の特性も踏まえつつ、様々な媒体を適切に用いた周知を行いながら、情報を正確に伝え、関係者の理解を得ていくことが重要である。また、個別の制度の仕組みや個々人の状況の情報提供にとどまらず、誰もが人生を歩んでいく上で避けることのできないリスク（年金制度の場合は稼得能力の喪失）に対して、社会全体で連帯して備える社会保障制度という大きな枠組みの中で、貯蓄ではなく保険の考え方を基本に構築されている年金制度の意義や位置付けを理解してもらうことも重要であり、こどもの頃から生涯を通じた年金教育の取組みを進める必要がある。このような考えから、厚生労働省においては、若者に向けて、様々な取組みを実施している。最近の主な取組みについて、以下で見ていくこととする。

（国民の目線に立ったわかりやすい年金広報のため、検討会を開催している）

「人生 100 年時代」において、人々は教育・仕事・引退など、マルチステージの人生を送るようになる。また、老後期間の長期化などに備え、引退後の所得について公的年金と企業年金、個人年金などを適切に組み合わせていく必要がある。さらに、公的年金に対する国民の信頼感の向上を図るとともに、情報の受け手である国民の目線に立った分かりやすい年金広報の実施が求められている。

このような観点から、個別の年金広報事業のほか、現状や課題を踏まえた今後の年金広報のあり方の検討に関して技術的な助言を得るため、厚生労働省では、有識者などからなる年金広報検討会を2019（平成31）年から開催している。本検討会での議論も踏まえ、年金広報・年金教育の改善に取り組んでいる。

（中高生向けに年金教育の推進に向けた教育教材を公開している）

中高生に対する年金教育の推進に向け、2023（令和5）年度にQuizKnock[*17]と全面タイアップし、中高生向けの教育教材を制作した。2024（令和6）年度から中学校、高等学校の授業で利用できるよう、厚生労働省ホームページ[*18]で公開している。

具体的には、働き方・暮らし方の変化に伴い変動する将来もらえる年金額をシミュレーションしながら、年金制度に関する基礎的な内容をわかりやすく理解することを目的としたワークシートを作成した。また、中学校や高等学校の教育現場で活用できるようにするため、厚生労働省ホームページの特設サイトとして、「QuizKnockと一緒に年金を知ろう！」を新たに公開し、ワークシートをはじめとする各種年金教育教材や各教材の内容と関連したQuizKnockによる解説動画などをICT教育とも関連付けて活用できるようにしている（図3-2-1）。

図3-2-1　年金特設サイト

QuizKnockとは、2020（令和2）年度からコラボ動画を4つ制作している。年金制度の意義や年金財政に関する基礎的な考え方、老齢年金に関する受給資格や公的年金シミュレーター[*19]の利用方法などに加え、障害年金、遺族年金にフォーカスし、公的年金制度が老後のためだけにあるのではなく、現役世代における様々なリスクをカバーしていることも解説している（図3-2-2）。

また、このコラボ動画から必要な箇所をピックアップし、再編集された動画を見ながら楽しく学べる年金の授業を制作し、実際に、QuizKnockのメンバーが都内の高等学校で授業を行った。生徒からは年金制度の知識が深まったとの声が多数寄せられた。

＊17　QuizKnock（クイズノック）は、東大クイズ王・伊沢拓司氏が中心となって立ち上げた、エンタメと知を融合させたメディアであり、「楽しいから始まる学び」をコンセプトに、何かを「知る」きっかけとなるような記事や動画を毎日発信している。
＊18　https://www.mhlw.go.jp/korosho_kyozai/
＊19　働き方・暮らし方の変化に応じて、将来受給可能な年金額を簡単に試算できるツールであり、2022（令和4）年から運用を開始した。2023（令和5）年には、年金支給開始時点での税や保険料の大まかなイメージを表示する機能を追加した。

図3-2-2 コラボ動画

（学生が年金について考えるきっかけになる年金対話集会を実施している）

厚生労働省の職員と年金をテーマに語り合うことを通じて、学生が年金について考えるきっかけにしてもらうとともに、学生からの意見や指摘を今後の年金行政に活かすことを目的に、2019（令和元）年度から年金対話集会を行っている。学校の協力の下、授業の時間を借りて、学生の理解度やニーズに応じたテーマを設定し、実施している[*20]。また、年金対話集会の機会を利用して、学生納付特例制度など、学生が今知っておくべき年金制度の広報を併せて実施している（図3-2-3）。

＊20 2024（令和6）年度は37回（大学・大学院19回、高等学校18回）開催した。

図3-2-3　年金対話集会の様子

2024年5月13日（関西学院大学）

2024年7月1日（愛知学院大学）

（大学生が年金に関する発表を行うユース年金学会が開催されている）

ユース年金学会は、大学学部生のゼミや研究グループが年金に関する発表を行うイベントで、2016（平成28）年の初開催時から、日本年金学会と公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構が「年金の日」[*21]にちなんで共催してきた。そして、2024（令和6）年から、厚生労働省は、学生が集まって年金制度について議論することで年金の重要性を実感する本学会の趣旨に賛同し、共催として本学会に参画している。

ユース年金学会は、次代を担う若者たちが年金についてどのように考え、どのような方策を望むかといった生の声を聴く貴重な機会となっている。

コラム　大学生の視点から考える年金制度（ユース年金学会）

ユース年金学会の9回目となる今回は、4大学から発表があった（日本女子大学人間社会学部社会福祉学科中尾ゼミ「外国人介護労働者は年金受給に辿り着けるのか」、拓殖大学政経学部経済学科白石ゼミ「学生納付特例に関する研究」、慶應義塾大学経済学部駒村康平研究会年金班「日韓における若者の年金制度に関する評価～ジェンダーと寿命の延伸視点から～」、お茶の水女子大学生活科学部永瀬ゼミ「現代の男女賃金格差社会における女性のキャリア～聞き取り調査から～」）。どの発表も学生の創意工夫がこらされており、非常に興味深いものであったが、ここでは、特に若い世代に関係が深いテーマである「学生納付特例に関する研究」を紹介する。

制度の概要、先行研究

日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられているが、学生には、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」（以下、「制度」という。）が設けられている。

白石ゼミでは、研究の柱として以下の5つ（制度の概要、先行研究のサーベイ、制度の歴史、大学内でのアンケート調査、政策提言）を掲げ、順に発表が行われた。

概要では、制度の対象者や保険料追納期間、近年の動向などの説明が行われた。また、「不慮の事故が発生しても、制度を利用していれば、障害基礎年金や遺族基礎年金の

＊21　厚生労働省は、2014（平成26）年から、11月30日（いいみらい）を「年金の日」としており、趣旨に賛同いただいた団体等と協働して、高齢期に備え、その生活設計に思いを巡らせていただくことを呼びかけている。

受給が可能となるため、万が一のときの備えになる」ことや、反対に、制度の手続きをしておらず、かつ保険料を支払っていない場合では、「障害やけがを負った際に、障害基礎年金を受け取れないリスクが生じる」といった社会保険の特徴をとらえた発表もあった。

先行研究のサーベイでは、学生と保険料納付という観点での先行研究から分析を行った。

例えば、2013（平成25）年の先行研究から「制度が適用された場合、約6割の学生が卒業後に『必ず自分で追納する』と答えている」という研究結果を紹介しつつ、今回の研究では、追納率の低さにも着目し、「20歳代の給与事情では追納が難しい」という追納の理想と現状が示唆された。

問題意識の深掘り

本研究では、大学内で20歳以上の男女286人にアンケート調査も実施している。日本人（203人）だけでなく、留学生（83人）にも実施したことや、クロス集計を用いて、調査により深みを持たせているのが特徴だ。

「制度を利用しているか」との質問には、日本人、留学生ともに「利用している」との回答が5割を超えた。その一方で、制度を利用せずに国民年金に加入している者に対する「国民年金保険料を誰が払っているか」との質問には、留学生の8割弱が「本人」と回答しているのに対し、日本人の8割が「両親」と回答しており、結果に大きな差が見られた。

制度利用者に対して行った「情報を得た経緯」に関する質問では、日本人、留学生ともに「友人や知人、親による紹介」（留学生では、市区町村からのハガキも同数回答）が最も多かった。このことから、「制度を知る環境を整える必要性」に言及する分析が見られた。

「望まれる改革」に関する質問では、日本人、留学生ともに「学生優遇割引」との回答割合が一番高く、経済的に厳しい学生生活の現状をうかがわせる結果が見られた。

また、制度利用の有無×自身の家庭の経済的な豊かさに関する質問（日本人学生・クロス集計）では、制度利用者で経済的に家庭が豊かと感じる者（45%）は、制度未利用者で経済的に家庭が豊かと感じる者（55%）に比べると低く、本人及び両親に経済的余裕が無いことにより、学生時代に保険料が納付できず、学生納付特例を利用していることが示唆される結果も発表された。

政策提言、意見交換

最後に、これまでの研究を踏まえた政策提言が行われた。

保険料未納者の問題に対しては、障害年金がもらえないリスクを減らすために「教育セミナーの実施」を提言した。

また、制度を利用せず、国民年金に加入している学生の多くは、両親が保険料を納付していることに着目して、経済的に豊かな家庭には収入基準を設定したうえで社会保険料控除の適用を制限し、所得に応じて控除額を変動させることにより、経済格差の拡大を抑制したらどうかという提言を行った。

また、制度の追納金額（2年分で約40万円）が、20代の若者に負担可能かという問題意識に対しては、「年金保険料追納に対する期間延長や分割払い制度の導入」、「年金追納に対する一部免除や支援策の検討」、「奨学金返済と年金追納の統合返済制度の導入」といった提言を行い、発表は締めくくられた。

本研究は、大学生にとって身近な制度だからこそ感じられる着眼点や多角的な考察、多くの示唆に富んでいたといえるのではないだろうか。

今回訪れたユース年金学会では、大学生側からの発表だけではなく、日本年金学会、厚生労働省、発表を行った4大学の代表を交え

た意見交換会も行われた。学生側からは「（制度を）知らない人への周知方法について」などを含め様々な声があがり、活発な意見交換が行われた。このことは、単に発表を聞くだけの機会にとどまらず、立場や世代を超えて、双方向で意見を交わすことの大切さを私たちに教えてくれることに他ならない。

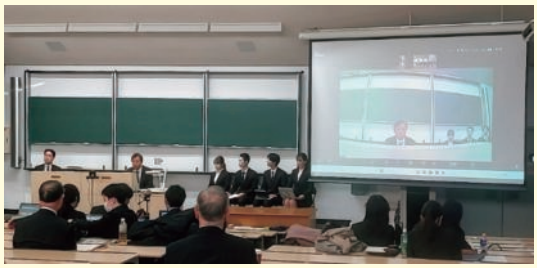

コラム　持続可能な年金制度の構築のために

公的年金制度は、予測できない将来に備えるための生涯にわたる「保険」である。人は何歳まで生きるか予測できないため、老後のためにどれだけ貯蓄するべきかわからない。一方、老齢年金は老後の生活を支える保険であり、終身で（亡くなるまで）支給される。

また、公的年金では、現役世代が納める保険料が、そのときの年金給付の主な財源になる。このような年金の運営方法を賦課方式といい、インフレや賃金水準の上昇などに対応した年金額が支給される（図１）。

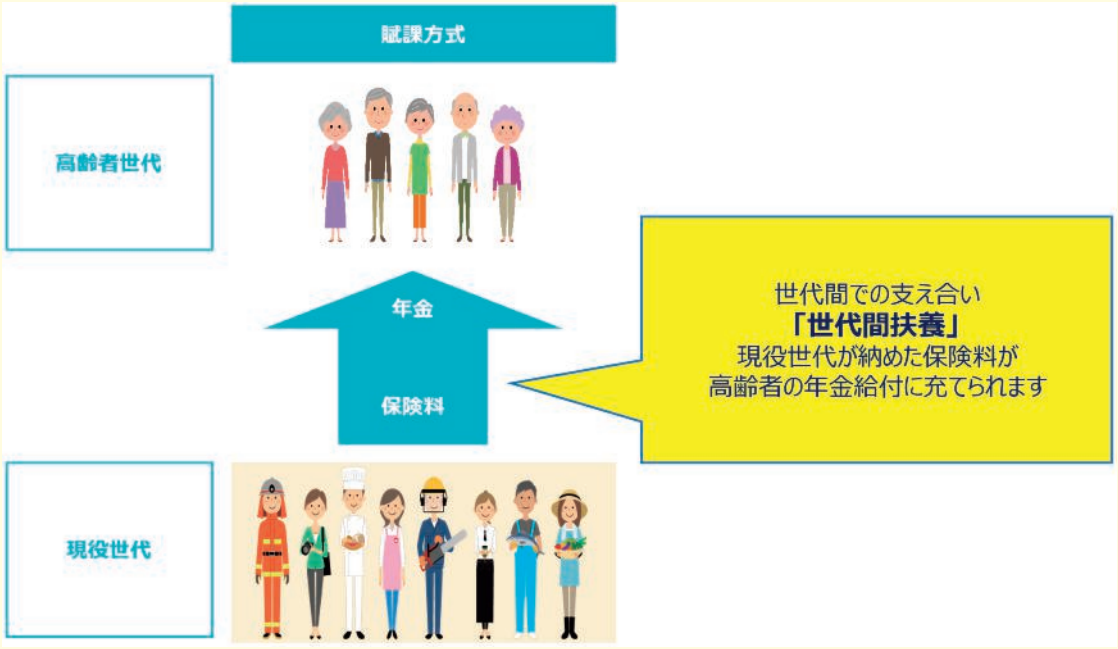

（図１）

公的年金制度を持続させる仕組み

少子高齢化が進み保険料を納める現役世代が少なくなると、財源となる保険料収入も減少し、支出（年金給付に必要な額）とのバランスが取れなくなる可能性がある。そのような事態を避けるために、現在の公的年金制度には、将来にわたって制度を安定させるための仕組みが2004（平成16）年に導入されている（図２）。具体的には、保険料負担に上限を設けて収入を固定し、その収入の範囲内で給付を行う仕組み（マクロ経済スライド）であり、これにより、将来にわたって少子高齢化が進行しても、我が国の年金制度は持続可能となっている。

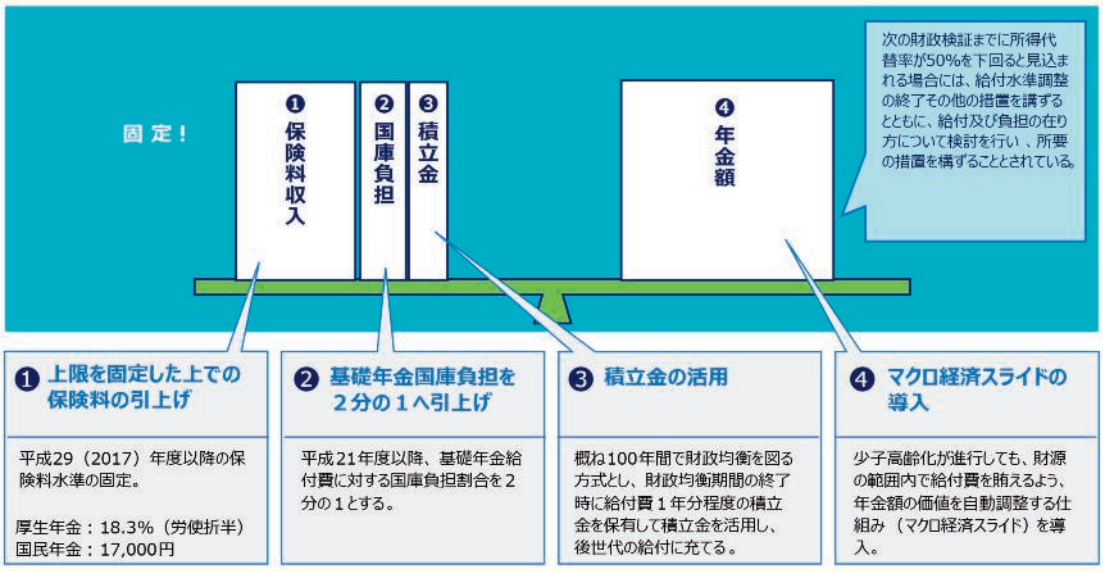

（図2）

公的年金の健全性をチェックする仕組み

公的年金が健全に運営されているかについて、「財政検証」という仕組みで定期的にチェックすることになっている。

財政検証は、少なくとも5年に一度、公的年金財政（保険料収入や給付に必要な額の収支）の健全性を検証する仕組みである。この財政検証では、今後の日本の人口や経済の見通しをもとに、これからの約100年間、公的年金の財政状況がどのように推移するかを計算している。

令和6（2024）年財政検証

2024（令和6）年に行った財政検証では、女性や高齢者の労働参加が進んだことなどを踏まえて、5年前の検証と比べて、将来の給付水準の見通しは改善している（図3）。また、モデル年金に加えて、新たに個人単位で年金額を推計したところ、労働参加が進むことにより、若い世代ほど厚生年金の被保険者期間が伸び、年金が充実する傾向にあることも確認された。

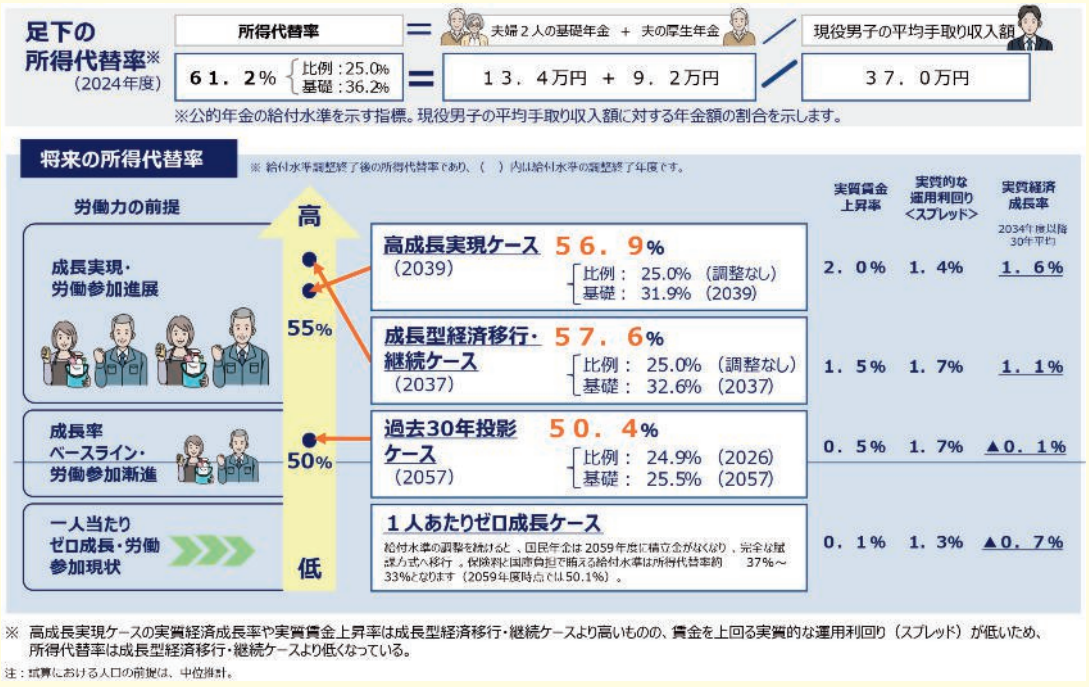

（図3）

(2) 献血推進のための取組み

(将来にわたる安定的な血液確保のため、若年層への献血推進活動が行われている)

近年、献血量と献血者数は増加傾向にある一方で、10代から30代の献血者数は、この10年で約32%も減少しており、全献血者に占める若い世代の割合は減少している。少子化で献血可能人口[*22]が減少している中、将来にわたって安定的に血液を確保するためには、若年層に対する献血推進活動がこれまで以上に重要になってくる。

こうした状況も踏まえ、「経済財政運営と改革の基本方針2024」(2024(令和6)年6月21日閣議決定)においても、「小中学校段階での献血推進活動など献血への理解を深める」と明記されているところである。

献血推進のため、若年層を対象とした最近の主な取組みについて、紹介する。

コラム　若年層に対する献血推進活動

厚生労働省、都道府県及び日本赤十字社では、少子高齢化により献血可能人口が減少する中で、今後も安定的に血液を確保するため、若年層に向けた献血の普及啓発活動を推進している。

「はたちの献血」キャンペーン

厚生労働省、都道府県及び日本赤十字社では、風邪などで献血者が減少傾向にある冬期において、安全な血液製剤の安定供給の確保を図るため、毎年「はたちの献血」キャンペーン(1月1日～2月28日の2か月間)を実施している。

2025(令和7)年「はたちの献血」キャンペーンのキャッチフレーズは、「誰かの明日を考える。はたちの献血」(有賀 悦子さんの作品)であり、「より多くの人たちが、血液を受け取る側の人たちの何気ない日常を、彼らがどのような明日を過ごすのかを想像することができたら、献血が、さらに身近なものとしてとらえられるのではないか」という思いが込められている。

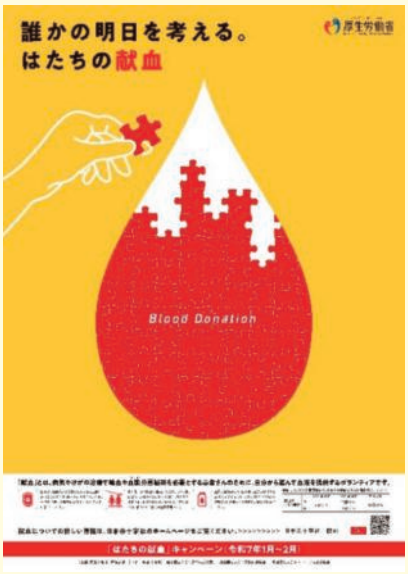

厚生労働省作成「はたちの献血」啓発ポスター

日本赤十字社では、キャンペーンの一環として、新CM「ぼくらの持っているもの」篇を公開した。

献血ルームを訪れた大学生の主人公「しゅうと」とその友達「はるき」が、いつもの何気ない会話から、自分自身が誰かの役に立っていること(=ヒーローであること)にふと気付き、ちょっぴり自分への自信が沸く。そんな「はたち」等身大の姿を、アニメーションで描いている。

＊22 献血が可能な年齢は、16～69歳(65歳以上は条件あり)である。

日本赤十字社作成「はたちの献血」啓発ポスター

都道府県では、ポスターの掲示やインターネットによる広報を行った。千葉県では、県内JR車両（総武本線、内房線、外房線など）の中吊り広告に、高校生が作成した献血啓発作品を活用したポスターを掲示、沖縄県では献血セレモニーを開催し、20歳を迎えた大学生（仲門結さん）が同世代に向けて献血への協力を呼びかけた。

学校における献血推進活動

厚生労働省が献血経験者を対象に実施した調査では、多くの人（特に初回献血の場所が高校だった人）が「高校での献血がその後の献血への動機付けに有効」と考えていることが分かった[*1]。

厚生労働省では、保健体育科の授業などで活用いただくため、毎年「けんけつ HOP STEP JUMP」を全国の高校へ配布している。

また、中学生に対しては、献血への理解を促すポスターを全国の中学校へ配布しており、2024（令和6）年度より、中学生を対象とした普及啓発資材の作成などを行うための新たな事業を開始した。

日本赤十字社では、学校献血、血液センターへの見学の受入れや、献血セミナーを行っている。学校献血については、400mL献血の普及、医療需要の変化などに伴い、減少傾向にあるものの、2023（令和5）年度は約2割（1,000校）の高校に協力いただいた。

2024年からは、小学生に対する献血教育冊子として「みんなで学ぼう　血液のこと」を全国の小学校へ配布している。

引き続き、関係省庁や都道府県と連携して学校における献血推進活動を推進していく。

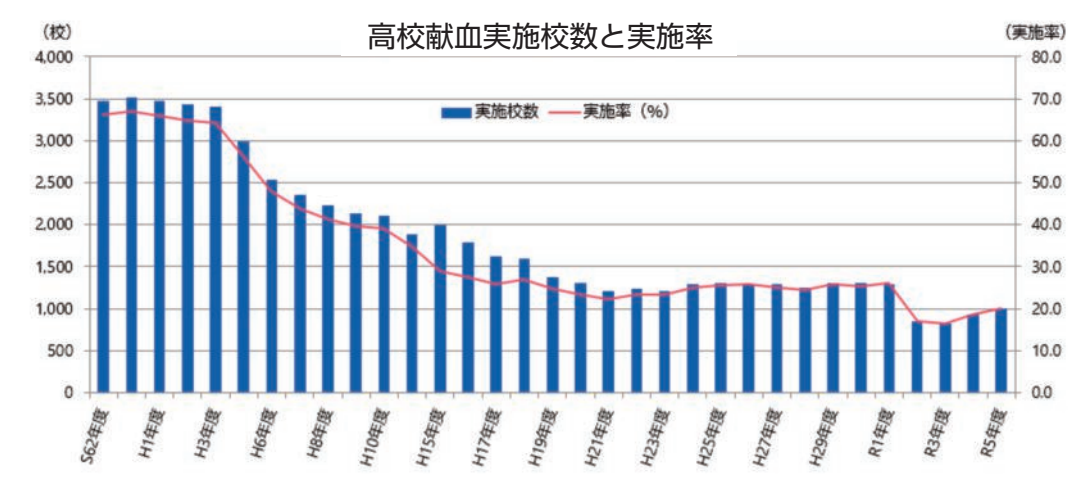

高校献血実施校数と実施率（日本赤十字社）

＊1　厚生労働省医薬食品局血液対策課（平成23年10月）「若年層献血意識調査 －結果報告書－」

(3) 薬害教育について

(薬害が起こらない社会の仕組みの在り方などを考える薬害教育が行われている)

「薬害教育」は、医薬品などによる薬害を知り、その発生の過程や社会的な動きなどを学ぶことを通じ、今後、同様の被害が起こらない社会の仕組みの在り方などを考えることを目的としている。「高等学校学習指導要領　公民科（公共／政治・経済）」及び同解説においては、薬害教育に関する事項[*23]が含まれているほか、高等学校の保健体育科（医薬品の制度とその活用）や中学校の社会科（公民的分野 消費者の保護）とも関連している。

厚生労働省では、2010（平成22）年7月から、「薬害を学び再発を防止するための教育に関する検討会」を開催し、文部科学省の協力を得て、薬害を学ぶための教材「薬害を学ぼう」を作成した。現在は、高等学校学習指導要領の内容を踏まえ、主に公民科（公共）を中心にした活用を念頭に、高等学校1年生の人数分の教材を全国の高等学校等に配布[*24]している。2025（令和7）年5月からは、1人1台端末の普及状況を踏まえ、デジタル版教材「薬害を学ぼう」の配布も開始している。

さらに、学校現場で教材をより有効に活用できるよう、動画による「視聴覚教材」、指導のポイントなどをまとめた「指導の手引き」、実際に授業に取り組んだ実践例をまとめた「実践事例集」など、多様な参考資料も併せて作成している。なお、各教材の内容については、教員向けアンケートの結果や、検討会での議論を踏まえ、随時改訂[*25]を行っている。

次に、具体的な授業の様子や、生徒たちの反応について紹介する。

コラム　**「薬害教育」を「公民科（公共）」で取り扱う意義を考える**

2024（令和6）年度に実施した三つの高校におけるモデル授業例を元に、「薬害教育」を「公民科（公共）」で取り扱うことの意義を考えたい。アプローチは三者三様だが、それぞれに大事なメッセージが盛り込まれている。

「消費者教育」から「薬害」をとらえる（山梨県立甲府城西高校）

山梨県立甲府城西高校では、まず、ワークシートを用いて、消費者の4つの権利[*1]について学習し、これらの権利を「薬害」問題に当てはめて考察し、消費者の権利にどのように影響を与えるかを理解していた。

次に、生徒たちはパンフレット「薬害を学ぼう」などを活用しつつ、グループワークを行い、「安全なクスリを、安心して使うには」をテーマに、情報の非対称性がある中で、消費者として、いかに医薬品の情報を知り、自分に合った医薬品を選ぶべきか議論しなが

＊1　1962（昭和37）年にアメリカのケネディ大統領が明確化した「安全への権利」「情報を与えられる権利」「選択をする権利」「意見を聴かれる権利」。

＊23　例えば、高等学校学習指導要領の解説（公民編）の公共において、「より活発な経済活動と個人の尊重の両立については、例えば、製品事故や薬害問題などを扱い、政府による適切な政策が必要であるとともに、企業にはそうした問題を生じさせないなど社会的に責任のある行動が求められていることを理解できるようにすることが大切である。また、消費者も、社会、経済、環境などに消費が与える影響を考えて商品を選択するなど、公正で持続可能な発展に貢献するような消費行動をとることが求められていることを理解できるようにすることも大切である。」との記載がある。

＊24　参考として、全国の中学校にも1冊ずつ配布している。

＊25　直近では、「薬害を学ぼう」「視聴覚教材」「指導の手引き」は2024（令和6）年6月、「実践事例集」は2025（令和7）年6月に改訂している。

ら、消費者のとるべき行動を提案し、スライドを作成して発表した。

授業後に実施した生徒アンケートでは、「薬害」のない社会を実現するために、消費者の立場から、情報収集や医師・薬剤師への相談などを主体的に行うことの重要性を学んだとの回答が目立つ。この授業からは、「薬害問題」を通じて、生徒たちに「消費者主権によるよりよい社会の実現に向けた公正な判断力を養うことが大切である」というメッセージが伝わったはずだ。

「被害者の声」から「薬害」をとらえる（静岡県立清水南高校）

静岡県立清水南高校では、静岡出身のスモン被害者の詳細なエピソードを元に、「薬害」の発生・拡大原因を理解した上で、「多くの人の命や健康が守れる革新的な新薬が開発されたが、その安全性に不確かな部分があった場合、国は国内での販売・使用を許可すべきか？」という具体的な問いを投げかけ、グループワークで意見交換を実施している。

授業後に行ったアンケートでは、「薬害」による被害が身体的被害だけでなく、被害者自身や家族を含む周囲にも、精神的・社会的に甚大な被害が及ぶことに対する理解を深め、過去の教訓から、国や製薬会社、医療機関が担うべき役割に触れた回答が目立つ。

被害者の声を聴くことは、「薬害教育」の原点であり、自分も被害者になる可能性があることを強く意識することで、より主体的に、「薬害」を引き起こすことのない社会を実現するための方策を考えることにつながる。この授業はまさに、「自分事として『薬害』をとらえ、『薬害』と向き合える社会を作るための主体的態度が大切である」というメッセージが込められていた。

「主権者の立場」から「薬害」をとらえる（東京学芸大学附属高校）

東京学芸大学附属高校では、「薬害」は単なる科学の問題ではなく、資本主義や民主主義と深く結びついており、国、製薬会社、医療従事者、そして国民という様々なステークホルダーが社会を形成していることを理解し、市民としての自分たちができること・果たすべきことを考察する授業が行われていた。

視聴覚教材を活用して「薬害」問題の特徴をつかみ、ロジックツリーを作成して「薬害」の発生の原因を分析するグループワークを実施。さらに、「安全のために医薬品の開発は慎重に行うべき」である一方で、「新薬を早く世の中に出すことで問題を解決したい」という社会的ジレンマを提示し、社会の構成員として自分たちが果たすべき役割を考察していた。

授業では、「医薬品を使用するだけでなく、制度を知り、チェックし、不足があるなら変更を求める『民主主義社会の主権者』としての役割も担うことから、社会と接点を持ち、今は様々な大人の話を主体的に聞きに行くことで考えを深め、自分たちにできることを探して欲しい」ことを最終的なメッセージとしていたのが印象的である。後日、社会見学実

習の機会をとらえ、実際に厚生労働省を訪れた生徒もいた。

厚生労働省前庭の「誓いの碑」を見学する生徒たち

「公民科（公共）」で取り扱う意義

モデル授業例を通じ、様々なアプローチを見てきたが、共通していることは、「薬害」を自分事としてとらえ、国、製薬会社、医療従事者、そして国民が、それぞれの役割を果たし、社会の仕組みを通じて「薬害」の発生・拡大を防止する術を学び考えることが、「薬害教育」の本質であるということだ。

単に医薬品についての知識を学ぶのではなく、多様な関係者が形成する社会の仕組みを学び、その主体として考え行動する力を養うことを目的としているからこそ、「薬害教育」を「公民科（公共）」で取り扱うことに意義があるのである。

モデル授業の詳細が掲載された「実践事例集」など「薬害教育」に関する情報はこちら[*2]

＊2　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_yakugaiwomanabou.html

第3節　今後の方向性

ここまで本章では、社会保障教育や労働法教育、その他の個別の政策分野におけるこれまでの取組状況について概観してきた。今後、どのようなことが求められ、どのような取組みをしていくべきなのか、示していくこととする。

1　各分野との連携の推進

社会保障教育や労働法教育の推進に当たっては、厚生労働省だけで行うことには限界があり、より効果的に行うためには、各分野との連携が欠かせない。ここでは、各分野との連携の在り方について、見ていくこととする。

（教育現場の声を反映することや、文部科学省との連携は不可欠である）

若者に対し、社会保障教育や労働法教育を進めて行くためには、若者が多くの時間を過ごす教育現場との連携は欠かせない。

例えば、社会保障教育の教材を作成・改善するに当たっては、現役の教員を検討会の委員として参集するなど、教育現場の実態に合わせたものになるようにしているところだが、今後も制度の改正や社会の変化などに合わせて教材を進化させていくことが求められることから、引き続き、教育現場の声を反映した教材の作成が重要である。

また、教育現場において、教材を活用しやすくなるよう、指導者用資料の作成や研修などを行っているところだが、社会保障や労働施策に精通していない教員も多いと考えられることから、引き続き、このような取組みを通じ、教員が授業を行いやすくなるようサ

ポートをしていくことが望まれる。制度の変更や最新のデータを踏まえた速やかな教材や指導者用資料のアップデート、効果的な教育手法の事例収集や横展開など不断の努力を続けていくことも求められる。

さらに、今後、様々な若者に社会保障や労働施策を知ってもらうという観点からは、これまでの高等学校や大学を中心としたアプローチに加え、卒業後、すぐに社会に出ることが想定される専修学校などにも積極的にアプローチしていくことも重要だと考えられる。

そのほか、これまでも社会保障教育や労働法教育について教育機関や教員へ周知するために、文部科学省の協力を得ているところだが、効果的な周知に当たっては、引き続き、文部科学省と連携することは不可欠である。

（金融経済教育と連携した効果的な取組みが考えられる）

国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（令和6年3月15日閣議決定）において、金融経済教育と社会保障教育の連携について示され、「社会保障の意義や役割、負担と給付の関係、民間保険との違い等を理解し、国民一人ひとりが、地域住民の日常生活を支える社会保障の担い手であるという当事者意識をもつとともに、必要な制度を活用できるようになることは、国民が安定的な資産形成を進める上でも重要」とされている[*26]。

社会保障制度は、個々人の生活上のリスクを国民全体で支え合う助け合いの仕組みであることに十分に留意しつつ、効果的な教材の作成、周知などについて、金融経済教育と必要な連携を行っていくことも考えられる。

（厚生労働省として、社会保障教育と労働法教育の一層の連携が重要である）

社会保障も労働施策も国民の安定した生活を支えていくものであり、社会において必要不可欠なものである。また、国民一人ひとりの側から見ても、働くことは、生活していくことと一体的なことであり、次世代の担い手となる若者は、働き方も含めて将来の生活をプランニングしていくことが重要になる。

現在でも、労働法教育の教材に公的医療保険や公的年金保険について記載があったり、社会保障教育のストーリー形式の教材に突然解雇された事例を掲載したりするなど、社会保障と労働施策の連携した取組みが見られるが、社会が変化する中、若い世代が、様々なリスクに直面するこれからのライフステージにおいて、社会保障や労働施策の両方をよく理解し、安心して生活したり、働いたりできるようにすることが重要であることから、今後も機会をとらえて、厚生労働省という一つの省であることの強みを活かして連携をしていくことが重要である。

（厚生労働省本省と各地域の実態に精通した地方支分部局が今後より一層連携していくことが必要である）

現在、都道府県労働局においては、幹部などを中学校、高等学校、大学などに派遣し、労働行政や労働関係法令などに関する講義を行っている。管内の大学などに対してその取

＊26 そのほか、私的年金等の普及促進として、「公的年金の上乗せの給付として、高齢期により豊かな生活を送るための制度として重要な役割を果たす企業年金やiDeCoを含む私的年金等について普及促進を図るため、政府横断的に広報を行っていく」との記載もある。

組みを周知し、管内大学などから要請があった場合には積極的に応じている。

また、厚生労働省本省が地方厚生局と連携し、各地域の大学で学生との年金対話集会[*27]を行うなどの取組みも行っている。各地方厚生局から各地域の大学に対して開催の募集を行うことを通じ、より多くの大学へアプローチすることが可能となる。地方の大学においては、本省が直接やりとりするよりも、地域の実情に詳しい地方厚生局が間に入ることにより、円滑な調整が可能になる場合も多い[*28]。

地方厚生局や都道府県労働局は、各地域の実態にも精通しており、各地域の実情に応じた取組みも可能であることから、社会保障教育や労働法教育の取組みにおいて、厚生労働省本省と地方支分部局が今後より一層連携していくことが必要である。

2 社会保障制度・労働施策の方向性

（若者と一緒に未来を考えていくためにも、社会保障教育や労働法教育の重要性が高まっていく）

ここまで、現在の社会保障制度や労働施策について、若者にいかに制度を知ってもらうか、必要なときに制度を利用できるようにしてもらうかという視点で考えてきた。

これまで見てきたように、社会保障教育や労働法教育の取組みを通じて、制度が必要である人がそのことを認識し、制度の利用のために相談をすることができるようになっていくことは重要である。しかし、必要な人からのアクセスを待っているだけではなく、必要な人に行政の側からアクセスしていくという観点も同時に重要であると考えられる[*29][*30]。

また、現在の社会保障制度や労働施策は不変のものではなく、第１章で見たように時代とともに社会は変化し、社会の変化とともに社会保障や労働施策のニーズは変化していく。そのため、社会の変化に合わせて、どのような制度を選び取っていくのかということも次世代を担う若者と一緒に不断に考えていく必要があるだろう[*31]。若者がどのような制度を選び取っていくのかを考えていくに当たっては、第２章第２節で触れたように、社会保障や労働施策について、一人ひとりの生活から見た視点や、制度の担い手としての当事者意識を持つことなど社会全体から見た視点から、その意義をよく理解しておくことが必要である。こうした観点からも、社会保障教育や労働法教育の重要性が今後ますます高まっていくといえるだろう。

＊27 年金対話集会の詳細は第２節４（1）参照。
＊28 全国の年金事務所が主体となり、関係機関の連携・協力の下、地域の学校、企業、地域住民などに対して啓発・周知活動を行う地域年金展開事業への貢献につながるほか、地方厚生局職員のモチベーションの向上、若手職員の育成、今後のリクルーティング活動への効果なども見込まれる。
＊29 例えば、マイナンバーを利用した特定公的給付制度においては、支給要件によっては、プッシュ型に近い形で給付金の支給を行うことも可能となる。
＊30 社会福祉法（昭和26年法律第45号）で規定される包括的な支援体制の整備においては、全国どこの地域であっても支援を必要とする方が誰も取り残されることのないよう、アウトリーチ等を通じた継続的支援を行うことも想定されている。
＊31 「こども大綱」（令和５年12 月22 日閣議決定）においては、「各府省庁の各種審議会、懇談会等の委員に、こどもや若者を一定割合以上登用するよう取り組む。」とされている。